



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年3月27日金曜日 第91号外1

◇ 目 次 ◇ 条 例

職員の服務の宣誓に関する条例及び愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例.....（人事課）..... 1

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例.....（ " ）..... 2

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例.....（ " ）..... 2

愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例.....（水産課）..... 3

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例.....（市町振興課）..... 5

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....（財政課）..... 6

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....（行革分権課）..... 9

愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....（税務課）.....10

愛媛県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例.....（まなび推進課）.....14

愛媛県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例.....（循環型社会推進課）.....26

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例.....（ " ）.....26

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例.....（ " ）.....28

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の役員の損害賠償責任の一部免除に関する条例.....（保健福祉課）.....37

愛媛県医師確保奨学金基金条例の一部を改正する条例.....（医療対策課）.....37

公衆浴場設置等の基準等に関する条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例.....（薬務衛生課）.....38

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例.....（ " ）.....44

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....（ " ）.....45

愛媛県手数料条例及び愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例.....（ " ）.....45

愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....（子育て支援課）.....47

愛媛県企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例.....（企業立地課）.....47

愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例.....（都市整備課）.....48

愛媛県県営住宅管理条例の一部を改正する条例.....（建築住宅課）.....48

愛媛県監査委員条例の一部を改正する条例.....（監査事務局）.....50

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例.....（高校教育課）.....51

教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例.....（ " ）.....51

愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例.....（警察本部警務課）.....52

愛媛県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例.....（警察本部生活安全企画課）.....53

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例.....（警察本部生活環境課）.....54

条 例

○愛媛県条例第1号

職員の服務の宣誓に関する条例及び愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

職員の服務の宣誓に関する条例及び愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年愛媛県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の服務の宣誓）</p> <p>第2条 省略</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u> <u>の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、</u> <u>別段の定めをすることができる。</u></p>	<p>（職員の服務の宣誓）</p> <p>第2条 省略</p>

(愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事と協議して定める額</u></p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>

附 則

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 第2条の規定による改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

○愛媛県条例第2号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和3年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和2年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第3号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、知事等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 知事等 知事、副知事、教育長、管理者、監査委員、人事委員会委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公安委員会委員、労働委員会委員、収用委員会委員、海区漁業調整委員会委員、内水面漁場管理委員会委員、警察本部長、警察本部長以外の地方警務官(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)その他の職員(地方自治法第243条の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。)をいう。
- 普通地方公共団体の長等の基準給与年額 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。
- 地方警務官の基準給与年額 地方自治法施行令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。

(知事等の損害賠償責任の一部免責)

第3条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

- (1) 知事 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に6を乗じて得た額
- (2) 副知事、教育長、監査委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公安委員会委員又は海区漁業調整委員会委員 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に4を乗じて得た額
- (3) 管理者、人事委員会委員、労働委員会委員、収用委員会委員又は内水面漁場管理委員会委員 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に2を乗じて得た額
- (4) 警察本部長 地方警務官の基準給与年額に2を乗じて得た額
- (5) 警察本部長以外の地方警務官 地方警務官の基準給与年額
- (6) 前各号に掲げる職員以外の職員 普通地方公共団体の長等の基準給与年額

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第4号

愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例

(愛媛県恩給条例の一部改正)

第1条 愛媛県恩給条例(昭和32年愛媛県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
<p>第71条 旧農地調整法施行令(昭和21年勅令第38号)第31条において準用する同令第18条第1項の規定により置かれた県農地委員会の書記、農地調整法施行令の一部を改正する政令(昭和24年政令第224号)による改正前の旧農地調整法施行令第43条において準用する同令第33条第1項の規定により置かれた県農地委員会の書記、旧食糧確保臨時措置法施行令(昭和23年政令第247号)第33条において準用する同令第30条第1項の規定により置かれた県農業調整委員会の書記又は漁業法(昭和24年法律第267号)第137条第6項に規定する海区漁業調整委員会の書記(以下この条において「書記」という。)が引き続いて事務吏員、技術吏員又はこれら吏員に相当する者となり、昭和35年3月17日に在職する者については、その書記としての在職年月数は、公務員としての在職年月数に通算する。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。</p>	<p>第71条 旧農地調整法施行令(昭和21年勅令第38号)第31条において準用する同令第18条第1項の規定により置かれた県農地委員会の書記、農地調整法施行令の一部を改正する政令(昭和24年政令第224号)による改正前の旧農地調整法施行令第43条において準用する同令第33条第1項の規定により置かれた県農地委員会の書記、旧食糧確保臨時措置法施行令(昭和23年政令第247号)第33条において準用する同令第30条第1項の規定により置かれた県農業調整委員会の書記又は漁業法(昭和24年法律第267号)第85条第6項に規定する海区漁業調整委員会の書記(以下本条において「書記」という。)が引き続いて事務吏員、技術吏員又はこれら吏員に相当する者となり、昭和35年3月17日に在職する者については、その書記としての在職年月数は、公務員としての在職年月数に通算する。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。</p>

(愛媛県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和32年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(用語の意義)	(用語の意義)
<p>第1条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という。)の適用を受ける者(他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する者を含む。)のうち次に掲げる者をいう。</p>	<p>第1条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という。)の適用を受ける者(他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する者を含む。)のうち次に掲げる者をいう。</p>

- (1)～(4) 省略
 - (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第1項に規定する人事委員会の委員で常勤のもの及び同法第12条第1項に規定する事務職員で吏員に相当するもの
 - (6)～(9) 省略
 - (10) 漁業法（昭和24年法律第267号）第137条第6項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法第151条において準用する同項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第173条において準用する同項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記
 - (11)～(21) 省略
- 4 省略

- (1)～(4) 省略
 - (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条第1項に規定する人事委員会の委員で常勤のもの及び同法第12条第1項に規定する事務職員で吏員に相当するもの
 - (6)～(9) 省略
 - (10) 漁業法（昭和24年法律第267号）第85条第6項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法第111条において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第132条において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記
 - (11)～(21) 省略
- 4 省略

（愛媛県手数料条例の一部改正）

第3条 愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条 第4条、第7条関係）			別表（第2条 第4条、第7条関係）		
1～3 省略			1～3 省略		
4 農林水産関係事務手数料			4 農林水産関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～4 省略			1～4 省略		
5 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項又は第119条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料	3,000円	5 漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査	漁業権免許申請手数料	3,800円
6 漁業法第58条において準用する同法第47条の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料	2,400円	6 漁業法第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づく漁業権の共有の認可の申請に対する審査	漁業権共有認可申請手数料	3,800円
7 漁業法第69条第1項の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査	漁業権免許申請手数料	3,800円	7 漁業法第22条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許の申請に対する審査	漁業権分割変更免許申請手数料	2,500円
8 漁業法第72条第6項の規定に基づく団体漁業権の共有の認可の申請に対する審査	団体漁業権共有認可申請手数料	3,800円	8 漁業法第24条第2項の規定に基づく定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査	定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料	1,200円
9 漁業法第76条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許の申請に対する審査	漁業権分割変更免許申請手数料	2,500円	9 漁業法第26条第1項ただし書の規定に基づく定置漁業権又は区画漁業権の移転の認可の申請に対する審査	漁業権移転認可申請手数料	1,200円
10 漁業法第78条第2項の	個別漁業権を目的	1,200円	10 漁業法第36条第1項	休業中の漁業許可	2,500円

規定に基づく個別漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査	とする抵当権設定認可申請手数料		(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく休業中の漁業の許可の申請に対する審査	申請手数料	
11 漁業法第79条第1項ただし書の規定に基づく個別漁業権の移転の認可の申請に対する審査	個別漁業権移転認可申請手数料	1,200円	11 漁業法第65条第1項又は第66条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料	3,000円
12 漁業法第88条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく休業中の漁業の許可の申請に対する審査	休業中の漁業許可申請手数料	2,500円	12 漁業法第65条第1項又は第66条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料	2,400円
13~61 省略			13~61 省略		
備考 省略			備考 省略		
5・6 省略			5・6 省略		

(愛媛県漁業者等ホルマリン使用禁止等条例の一部改正)

第4条 愛媛県漁業者等ホルマリン使用禁止等条例(平成15年愛媛県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(措置命令及び要請) 第8条 省略 2 知事は、第4条の規定に違反した者が組合員として加入する漁業協同組合に対し、その違反した者につき、漁業法(昭和24年法律第267号)第60条第7項に規定する区画漁業権の適正な管理その他必要な措置をとるべきことを要請するものとする。	(措置命令及び要請) 第8条 省略 2 知事は、第4条の規定に違反した者が組合員として加入する漁業協同組合に対し、その違反した者につき、漁業法(昭和24年法律第267号)第7条に規定する特定区画漁業権の適正な管理その他必要な措置をとるべきことを要請するものとする。

附 則

この条例は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第5号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例(平成14年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1(第2条関係) 1~6 省略 7 愛媛県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年愛媛県条例第19号)による同条例第5条第1項の承認、同条例第9条第1項の年金の支給又は同条例第19条第3項(第2号に係る部分に限る。)若しくは第4項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	別表第1(第2条関係) 1~6 省略 7 愛媛県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年愛媛県条例第19号)による同条例第5条第1項の承認 _____ 又は同条例第19条第3項(第2号に係る部分に限る。)若しくは第4項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

8・9 省略

8・9 省略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第6号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条 第4条、第7条関係）			別表（第2条 第4条、第7条関係）		
1 消防防災関係事務手数料			1 消防防災関係事務手数料		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～53 省略			1～53 省略		
54 高压ガス保安法 施行令第18条第2 項第3号イの規定 に基づく高压ガス 保安法第44条第1 項に規定する容器 検査又は同令第18 条第2項第4号イ の規定に基づく同 法第49条第1項に 規定する容器再検 査	容器検査又は 容器再検査手 数料	(1) 省略 (2) 繊維強化プラスチック複 合容器、 <u>圧縮天然ガス自動 車燃料装置用容器又は圧縮 水素自動車燃料装置用容器</u> (1)に規定する容器を除 く。)に係る容器検査又は 容器再検査 次に掲げる容 器の区分に応じ、それぞれ 次に定める金額 ア～オ 省略 (3)・(4) 省略	54 高压ガス保安法 施行令第18条第2 項第3号イの規定 に基づく高压ガス 保安法第44条第1 項に規定する容器 検査又は同令第18 条第2項第4号イ の規定に基づく同 法第49条第1項に 規定する容器再検 査	容器検査又は 容器再検査手 数料	(1) 省略 (2) 繊維強化プラスチック複 合容器 <u>又は圧縮天然ガス自 動車燃料装置用容器</u> (1)に規定する容器を除 く。)に係る容器検査又は 容器再検査 次に掲げる容 器の区分に応じ、それぞれ 次に定める金額 ア～オ 省略 (3)・(4) 省略
55～90 省略			55～90 省略		
備考 省略			備考 省略		
2 保健福祉関係事務手数料			2 保健福祉関係事務手数料		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～31 省略			1～31 省略		
32 削除			32 毒物及び劇物取 締法（昭和25年法 律第303号）第4 条第2項の規定に 基づく毒物又は劇 物の製造業又は輸 入業の登録（毒物 及び劇物取締法施 行令（昭和30年政 令第261号）第36 条の7第1項第1 号に規定する登録 を除く。以下この 項から34の項まで において同じ。） の申請に係る経由	毒物又は劇物 の製造業又は 輸入業の登録 の申請に係る 經由手数料	20,700円

<p>33 削除</p>			<p>33 毒物及び劇物取 締法第4条第4項 の規定に基づく毒 物又は劇物の製造 業又は輸入業の登 録の更新の申請に 係る經由</p>	<p>毒物又 は劇物 の製造 業又は 輸入業 の登録 の更新 の申請 に係る 經由手 数料</p>	<p>6,800円</p>
<p>34 削除</p>			<p>34 毒物及び劇物取 締法第9条第2項 において準用する 同法第4条第2項 の規定に基づく毒 物又は劇物の製造 業又は輸入業の登 録の変更の申請に 係る經由</p>	<p>毒物又 は劇物 の製造 業又は 輸入業 の登録 の変更 の申請 に係る 經由手 数料</p>	<p>3,200円</p>
<p>35 _____ 毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第 303号)第4条第 1項に規定する毒 物又は劇物の製造 業又は輸入業の登 録の申請に対する 審査</p>	<p>省略</p>		<p>35 毒物及び劇物取 締法施行令第36条 の7第1項第1号 の規定に基づく毒 物及び劇物取締法 _____第4条第 1項に規定する毒 物又は劇物の製造 業又は輸入業の登 録の申請に対する 審査</p>	<p>省略</p>	
<p>36 省略</p>			<p>36 省略</p>		
<p>37 _____ 毒物及び劇物取締法 第4条第3項に規 定する毒物又は劇 物の製造業又は輸 入業の登録の更新 の申請に対する審 査</p>	<p>省略</p>		<p>37 毒物及び劇物取 締法施行令第36条 の7第1項第1号 の規定に基づく毒 物及び劇物取締法 第4条第4項に規 定する毒物又は劇 物の製造業又は輸 入業の登録の更新 の申請に対する審 査</p>	<p>省略</p>	
<p>38 毒物及び劇物取 締法第4条第3項 の規定に基づく毒 物又は劇物の販売 業の登録の更新の 申請に対する審査</p>	<p>省略</p>		<p>38 毒物及び劇物取 締法第4条第4項 の規定に基づく毒 物又は劇物の販売 業の登録の更新の 申請に対する審査</p>	<p>省略</p>	

39 省略		
40 _____ _____ _____ 毒 物及び劇物取締法 第9条第1項に規 定する毒物又は劇 物の製造業又は輸 入業の登録の変更 の申請に対する審 査	省略	
41 毒物及び劇物取 締法施行令(昭和 30年政令第261 号)第35条第1項 の規定に基づく毒 物又は劇物の製造 業、輸入業又は販 売業の登録票の書 換え交付	毒物劇 物製造 業等の 登録票 の書換 え交付 手数料	省略
42 毒物及び劇物取 締法施行令第36条 第1項の規定に基 づく毒物又は劇物 の製造業、輸入業 又は販売業の登録 票の再交付	毒物劇 物製造 業等の 登録票 の再交 付手数 料	省略
43~113 省略		
備考 省略		

3・4 省略

5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1~101の13 省略		
101の14 建築物の エネルギー消費性 能の向上に関する 法律第36条第1項 の規定に基づく建 築物のエネルギー 消費性能に係る認 定の申請に対する 審査	建築物 エネルギー消 費性能 認定申 請手数 料	次に掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ次に定める金額 (1) 省略 (2) その他の場合 次に掲げ る建築物の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額 ア 1戸建ての住宅 次に 掲げる審査の区分に応 じ、それぞれ次に定める 金額 (7) 建築物エネルギー消 費性能基準等を定める 省令第1条第1項第2 号イ(1)(i)及びロ(1)に掲 げる基準 _____ _____ によ る審査 床面積の合計

39 省略		
40 毒物及び劇物取 締法施行令第36条 の7第1項第3号 の規定に基づく毒 物及び劇物取締法 第9条第1項に規 定する毒物又は劇 物の製造業又は輸 入業の登録の変更 の申請に対する審 査	省略	
41 毒物及び劇物取 締法施行令 _____ _____ 第35条第1項 の規定に基づく毒 物又は劇物の _____ 販 売業の登録票の書 換え交付	毒物劇 物販売 業登録 票書換 え交付 手数料	省略
42 毒物及び劇物取 締法施行令第36条 第1項の規定に基 づく毒物又は劇物 の _____ _____ 販売業の登録 票の再交付	毒物劇 物販売 業登録 票再交 付手数 料	省略
43~113 省略		
備考 省略		

3・4 省略

5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1~101の13 省略		
101の14 建築物の エネルギー消費性 能の向上に関する 法律第36条第1項 の規定に基づく建 築物のエネルギー 消費性能に係る認 定の申請に対する 審査	建築物 エネルギー消 費性能 認定申 請手数 料	次に掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ次に定める金額 (1) 省略 (2) その他の場合 次に掲げ る建築物の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額 ア 1戸建ての住宅 次に 掲げる審査の区分に応 じ、それぞれ次に定める 金額 (7) 建築物エネルギー消 費性能基準等を定める 省令第1条第1項第2 号イ(1) 及びロ(1)に掲 げる基準(以下「性能 基準」という。) によ る審査 床面積の合計

	<p>について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a・b 省略</p> <p>(イ) <u>同号イ(2)(i)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に掲げる基準</u> _____ による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a・b 省略</p> <p>イ 共同住宅等 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ウ) <u>同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準</u>による審査 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a～d 省略</p> <p>(イ) <u>同号イ(2)(ii)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に掲げる基準</u>による審査 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a～d 省略</p> <p>ウ・エ 省略</p>		<p>について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a・b 省略</p> <p>(イ) <u>同号イ(2)及びロ(2)</u> _____ に掲げる基準（以下「仕様基準」という。）による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a・b 省略</p> <p>イ 共同住宅等 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ウ) <u>性能基準</u> _____ による審査 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a～d 省略</p> <p>(イ) <u>仕様基準</u> _____ による審査 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a～d 省略</p> <p>ウ・エ 省略</p>
101の15・102 省略		101の15・102 省略	
備考 省略		備考 省略	
6 省略		6 省略	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表5の表101の14の項の改正規定は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第7号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市 町	事 務	市 町
1～2 省略		1～2 省略	
<u>2の2 児童福祉法（以下この項において「法」</u>	中核市		

<p>という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、中核市が設置する母子生活支援施設及び保育所に係る次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第46条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査等に関する事務</p> <p>(2) 法第46条第3項の規定に基づく改善勧告及び改善命令に関する事務</p> <p>(3) 法第46条第4項の規定に基づく事業の停止の命令に関する事務</p>			
<p>3～21 省略</p>		<p>3～21 省略</p>	
<p>21の2 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく事務のうち、同法第70条の規定に基づく中核市が経営する軽費老人ホームに係る報告の徴収及び検査等に関する事務</p>	<p>中核市</p>		
<p>22～56の6 省略</p>		<p>22～56の6 省略</p>	
<p>56の7 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 法第11条の2第1項の規定に基づく浄化槽の使用の休止の届出の受理に関する事務</p> <p>(12) 法第11条の2第2項の規定に基づく浄化槽の使用の再開の届出の受理に関する事務</p> <p>(13) 法第11条の3の規定に基づく浄化槽の使用の廃止の届出の受理に関する事務</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 法第12条の5第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく設置計画の協議及び同意に関する事務</p> <p>(20) 省略</p> <p>(21) 省略</p> <p>(22) 法附則第11条第1項の規定に基づく特定既存単独処理浄化槽の除却等の助言又は指導に関する事務</p> <p>(23) 法附則第11条第2項の規定に基づく特定既存単独処理浄化槽の除却等の勧告に関する事務</p> <p>(24) 法附則第11条第3項の規定に基づく措置命令に関する事務</p>	<p>今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、上島町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町</p>	<p>56の7 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 法第11条の2の規定に基づく浄化槽の使用の廃止の届出の受理に関する事務</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p>	<p>今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、上島町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町</p>
<p>57～62 省略</p>		<p>57～62 省略</p>	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第8号

愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県税賦課徴収条例及び愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(愛媛県税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 愛媛県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(自動車税の環境性能割の税率)</p> <p>第42条の4 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。)</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの</p> <p>(イ) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</p> <p>b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>(イ) 省略</p> <p>イ～オ 省略</p> <p>(2) 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。)</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの</p> <p>(イ) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</p> <p>b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量</p>	<p>(自動車税の環境性能割の税率)</p> <p>第42条の4 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。)</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの</p> <p>(イ) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>a 道路運送車両法第41条 _____ の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</p> <p>b 道路運送車両法第41条 _____ の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>(イ) 省略</p> <p>イ～オ 省略</p> <p>(2) 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。)</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの</p> <p>(イ) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>a 道路運送車両法第41条 _____ の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</p> <p>b 道路運送車両法第41条 _____ の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量</p>

車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) 省略

イ 省略

(3) 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第3号において同じ。)

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(次項第3号において「平成30年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第3号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) 省略

イ 省略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(次項第3号ウ(ア)において「平成28年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第3号において「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) 省略

エ 省略

2～4 省略

(自動車税の環境性能割の申告納付の期限)

第42条の5 自動車の取得者がなすべき申告納付の期限は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までとする。

(1)・(2) 省略

車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) 省略

イ 省略

(3) 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第3号において同じ。)

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条 _____ の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(次項第3号において「平成30年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

b 道路運送車両法第41条 _____ の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第3号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) 省略

イ 省略

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条 _____ の規定により平成28年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(次項第3号ウ(ア)において「平成28年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

b 道路運送車両法第41条 _____ の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第3号において「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) 省略

エ 省略

2～4 省略

(自動車税の環境性能割の申告納付の期限)

第42条の5 自動車の取得者がなすべき申告納付の期限は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までとする。

(1)・(2) 省略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中愛媛県税賦課徴収条例第42条の5第3号の改正規定及び第2条の規定は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）附則第1条第6号の政令で定める日から施行する。

○愛媛県条例第9号

愛媛県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例（平成23年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table details amendments to laws regarding local education administration, specifically concerning the management and execution of tasks for various educational facilities like museums and centers.

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の愛媛県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例本則第1号に掲げる教育に関する事務に係る法令、条例若しくは教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により教育委員会若しくはその委任を受けた者（以下「教育委員会等」という。）がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同号に掲げる教育に関する事務に係る法令等の規定により教育委員会等に対してなされた申請、届出その他の行為で、同日以後において知事が管理し、及び執行することとなる教育に関する事務に係るものは、同日以後においては、知事のした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。

（愛媛県教育機関の設置等に関する条例の一部改正）

3 愛媛県教育機関の設置等に関する条例（昭和32年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table details amendments to the ordinance regarding the establishment of educational institutions, specifically concerning the designation of managers and the submission of management plans.

表しなければならない。

3 知事 _____ は、第1項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る教育機関の管理を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他の団体であつて、当該教育機関の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができると認められるものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

(指定の公示等)

第5条 知事 _____ は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該指定管理者の名称、住所その他の知事 _____ が定める事項を公示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称、住所その他の知事 _____ が定める事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事 _____ に届け出なければならない。

3 知事 _____ は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定管理者の原状回復義務等)

第6条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、その管理をしなくなった教育機関を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、知事 _____ の承認を得たときは、この限りでない。

2 知事 _____ は、指定管理者が故意又は過失により教育機関を損傷し、又は滅失した場合は、原状回復又は損害賠償を命ずることができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、教育機関の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会又は知事が定める。

別表第1(第1条関係)

名称	目的及び事業	位置
省略		

別表第2(第1条関係)

名称	目的及び事業	位置
愛媛県武道館	省略	
えひめ青少年ふれあいセンター	共同生活を通じ心身ともに健全な青少年を育成し、家族、青少年等の触れ合いを図り、及び県民の生涯にわたる学習活動を支援するために必要な青少年	松山市

表しなければならない。

3 教育委員会等は、第1項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る教育機関の管理を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他の団体であつて、当該教育機関の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができると認められるものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

(指定の公示等)

第5条 教育委員会等は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該指定管理者の名称、住所その他の当該教育委員会等が定める事項を公示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称、住所その他の教育機関を所管する教育委員会等が定める事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を当該教育委員会等に届け出なければならない。

3 教育委員会等は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定管理者の原状回復義務等)

第6条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、その管理をしなくなった教育機関を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、当該教育機関を所管する教育委員会等の承認を得たときは、この限りでない。

2 教育委員会等は、指定管理者が故意又は過失により教育機関を損傷し、又は滅失した場合は、原状回復又は損害賠償を命ずることができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、教育機関の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会等 _____ が定める。

別表第1(第1条関係)

名称	目的及び事業	位置
えひめ青少年ふれあいセンター	共同生活を通じ心身ともに健全な青少年を育成し、家族、青少年等の触れ合いを図り、及び県民の生涯にわたる学習活動を支援するために必要な青少年の研修の実施並びに家族、青少年等の交流の機会及び県民の生涯にわたる学習活動の場の提供	松山市
省略		
愛媛県生涯学習センター	県民の生涯にわたる学習活動を促進し、及び援助するために必要な学習情報の提供、調査研究、指導者の養成、学習機会の提供等の各種事業の実施及び施設の提供	松山市

別表第2(第1条関係)

名称	目的及び事業	位置
愛媛県武道館	省略	

	の研修の実施並びに家族、青少年等の交流の機会及び県民の生涯にわたる学習活動の場の提供	
愛媛県生涯学習センター	県民の生涯にわたる学習活動を促進し、及び援助するために必要な学習情報の提供、調査研究、指導者の養成、学習機会の提供等の各種事業の実施及び施設の提供	松山市

別表第3（第3条関係）

愛媛県武道館
えひめ青少年ふれあいセンター
愛媛県生涯学習センター

別表第3（第3条関係）

えひめ青少年ふれあいセンター
愛媛県生涯学習センター
愛媛県武道館

（愛媛県県立博物館設置条例の一部改正）

- 4 愛媛県県立博物館設置条例（昭和45年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（指定管理者に管理を行わせることができる県立博物館）</p> <p>第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事</p> <p>が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる県立博物館は、別表第2のとおりとする。</p> <p>（指定管理者の指定）</p> <p>第4条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、その指定を受けて管理を行おうとする県立博物館ごとに、申請書に管理計画書その他知事 _____ が定める書類を添えて、知事 _____ が定める期日までに知事 _____ に提出しなければならない。</p> <p>2 知事 _____ は、前項の申請の手続について、あらかじめ、公表しなければならない。</p> <p>3 知事 _____ は、第1項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る県立博物館の管理を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他の団体であつて、当該県立博物館の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成できると認められるものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。</p> <p>（指定の公示等）</p> <p>第5条 知事 _____ は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該指定管理者の名称、住所その他の知事 _____ が定める事項を公示しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、その名称、住所その他の知事 _____ が定める事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事 _____ に届け出なければならない。</p> <p>3 知事 _____ は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>（指定管理者の原状回復義務等）</p> <p>第6条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定</p>	<p>（指定管理者に管理を行わせることができる県立博物館）</p> <p>第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき愛媛県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる県立博物館は、別表第2のとおりとする。</p> <p>（指定管理者の指定）</p> <p>第4条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、その指定を受けて管理を行おうとする県立博物館ごとに、申請書に管理計画書その他教育委員会が定める書類を添えて、教育委員会が定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請の手続について、あらかじめ、公表しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る県立博物館の管理を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他の団体であつて、当該県立博物館の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成できると認められるものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。</p> <p>（指定の公示等）</p> <p>第5条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該指定管理者の名称、住所その他の教育委員会が定める事項を公示しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、その名称、住所その他の教育委員会が定める事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>3 教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>（指定管理者の原状回復義務等）</p> <p>第6条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定</p>

を取り消されたときは、その管理をしなくなった県立博物館を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

2 知事は、指定管理者が故意又は過失により県立博物館を損傷し、又は滅失した場合は、原状回復又は損害賠償を命ずることができる。

(雑 則)

第7条 県立博物館の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

を取り消されたときは、その管理をしなくなった県立博物館を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 教育委員会は、指定管理者が故意又は過失により県立博物館を損傷し、又は滅失した場合は、原状回復又は損害賠償を命ずることができる。

(雑 則)

第7条 県立博物館の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(愛媛県美術館使用料条例の一部改正)

5 愛媛県美術館使用料条例(平成10年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の額)</p> <p>第2条 前条に規定する使用料(以下「使用料」という。)の額は、別表に定める額の範囲内で<u>知事</u>が定める額とする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、特別の企画による展示に係る観覧料は、当該特別の企画による展示に要する費用を勘案して<u>知事</u>がその都度定める額とする。</p> <p>(使用料の納付時期)</p> <p>第3条 使用料は、美術館の使用の前に納付しなければならない。ただし、<u>知事</u>が必要と認めるときは、後納させることができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 <u>知事</u>は、特に必要と認める者に対しては、その使用料を減免することができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第5条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 別表施設使用料の項に掲げる施設を使用する者又は美術館が収集し、保管し、若しくは展示する美術品及び美術に関する資料の閲覧、撮影、複写、模写、模造等若しくはこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載(以下「特別利用」という。)をする者が<u>知事</u>が定める日までに使用又は特別利用の取消しを申し出て、<u>知事</u>がやむを得ないと認めるとき。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、使用料の徴収に関し必要な事項は、<u>知事</u>が定める。</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第2条 前条に規定する使用料(以下「使用料」という。)の額は、別表に定める額の範囲内で<u>教育委員会</u>が定める額とする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、特別の企画による展示に係る観覧料は、当該特別の企画による展示に要する費用を勘案して<u>教育委員会</u>がその都度定める額とする。</p> <p>(使用料の納付時期)</p> <p>第3条 使用料は、美術館の使用の前に納付しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が必要と認めるときは、後納させることができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、特に必要と認める者に対しては、その使用料を減免することができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第5条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 別表施設使用料の項に掲げる施設を使用する者又は美術館が収集し、保管し、若しくは展示する美術品及び美術に関する資料の閲覧、撮影、複写、模写、模造等若しくはこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載(以下「特別利用」という。)をする者が<u>教育委員会</u>が定める日までに使用又は特別利用の取消しを申し出て、<u>教育委員会</u>がやむを得ないと認めるとき。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、使用料の徴収に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

(愛媛県博物館協議会設置条例の一部改正)

6 愛媛県博物館協議会設置条例(平成12年愛媛県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(雑 則)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>(雑 則)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>

(愛媛県生涯学習センター管理条例の一部改正)

7 愛媛県生涯学習センター管理条例(平成20年愛媛県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条 センターの指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、<u>知事</u>が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる業務(同条第4号に掲げる業務のうち<u>知事</u>が定める業務を除く。)の実施に関する事。</p> <p>(2)~(5) 省略</p> <p>(6) その他<u>知事</u>が定める業務</p> <p>(開館時間等)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ<u>知事</u>の承認を得て、第1項の開館時間及び前項の利用時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ<u>知事</u>の承認を得て、同項の休館日を変更することができる。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第6条 センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、<u>知事</u>の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(利用料金の額)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ<u>知事</u>の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 省略</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>知事</u>が特に必要があると認めて指示するとき。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(センター資料の特別利用)</p> <p>第15条 センター資料の閲覧、撮影、複写、模写、模造等又はこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、<u>知事</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>知事</u>は、前項の許可をする場合において、センター資料の管理上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。</p> <p>(特別利用料の納付)</p> <p>第16条 省略</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条 センターの指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、<u>教育委員会</u>が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる業務(同条第4号に掲げる業務のうち<u>教育委員会</u>が定める業務を除く。)の実施に関する事。</p> <p>(2)~(5) 省略</p> <p>(6) その他<u>教育委員会</u>が定める業務</p> <p>(開館時間等)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て、第1項の開館時間及び前項の利用時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て、同項の休館日を変更することができる。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第6条 センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、<u>教育委員会</u>の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(利用料金の額)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 省略</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>教育委員会</u>が特に必要があると認めて指示するとき。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(センター資料の特別利用)</p> <p>第15条 センター資料の閲覧、撮影、複写、模写、模造等又はこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可をする場合において、センター資料の管理上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。</p> <p>(特別利用料の納付)</p> <p>第16条 省略</p>

2 特別利用料は、センター資料の特別利用の前に納付しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、後納させることができる。

(特別利用料の額)

第17条 特別利用料の額は、センター資料1点の特別利用1回につき、5,230円の範囲内で知事が定める額とする。

(特別利用料の減免)

第18条 知事は、特に必要と認める者に対しては、その特別利用料を減免することができる。

(特別利用料の不還付)

第19条 既に納付した特別利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 省略
- (2) 特別利用者が知事が定める日までに特別利用の取消しを申し出て、知事がやむを得ないと認めるとき。

(センター資料の館外貸出し)

第20条 知事は、センターの業務に支障がない場合で、生涯学習に関する学術上の調査研究又は啓発のために特に必要と認められ、かつ、センター資料の取扱い上の安全が確認できるときは、センター資料の館外貸出しを行うことができる。

2 前項の規定により館外貸出しを受けようとする者は、知事の許可を受けなければならない。当該館外貸出しの許可を受けた者がその期間を延長しようとするときも、同様とする。

3 知事は、前項の許可をする場合において、センター資料の管理上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

4 知事は、館外貸出期間中であっても、館外貸出しを許可したセンター資料の返還を求めることができる。

(知事による管理)

第22条 センターの管理を指定管理者が行うことができないときは、知事は、センターの管理に係る業務を行うものとする。

2 第11条第1項及び第2項、第12条第1項及び第2項、第13条(第1号及び第3号を除く。)並びに第14条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
省略		
第11条第2項	省略	
	指定管理者	<u>知事</u>
	省略	
省略		
第12条第1項	省略	
	指定管理者	<u>知事</u>
第12条第2項	省略	
	指定管理者が定める額	<u>知事</u> が定める額
省略		
第13条各号列記以外の部分	指定管理者	<u>知事</u>
	省略	

2 特別利用料は、センター資料の特別利用の前に納付しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、後納させることができる。

(特別利用料の額)

第17条 特別利用料の額は、センター資料1点の特別利用1回につき、5,230円の範囲内で教育委員会が定める額とする。

(特別利用料の減免)

第18条 教育委員会は、特に必要と認める者に対しては、その特別利用料を減免することができる。

(特別利用料の不還付)

第19条 既に納付した特別利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 省略
- (2) 特別利用者が教育委員会が定める日までに特別利用の取消しを申し出て、教育委員会がやむを得ないと認めるとき。

(センター資料の館外貸出し)

第20条 教育委員会は、センターの業務に支障がない場合で、生涯学習に関する学術上の調査研究又は啓発のために特に必要と認められ、かつ、センター資料の取扱い上の安全が確認できるときは、センター資料の館外貸出しを行うことができる。

2 前項の規定により館外貸出しを受けようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。当該館外貸出しの許可を受けた者がその期間を延長しようとするときも、同様とする。

3 教育委員会は、前項の許可をする場合において、センター資料の管理上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

4 教育委員会は、館外貸出期間中であっても、館外貸出しを許可したセンター資料の返還を求めることができる。

(教育委員会による管理)

第22条 センターの管理を指定管理者が行うことができないときは、教育委員会は、センターの管理に係る業務を行うものとする。

2 第11条第1項及び第2項、第12条第1項及び第2項、第13条(第1号及び第3号を除く。)並びに第14条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
省略		
第11条第2項	省略	
	指定管理者	<u>教育委員会</u>
	省略	
省略		
第12条第1項	省略	
	指定管理者	<u>教育委員会</u>
第12条第2項	省略	
	指定管理者が定める額	<u>教育委員会</u> が定める額
省略		
第13条各号列記以外の部分	指定管理者	<u>教育委員会</u>
	省略	

省略		
第14条第2号	前号に掲げるもののほか、指定管理者	利用者が知事の定める日までに利用の取消しを申し出て、知事

(補則)

第23条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

省略		
第14条第2号	前号に掲げるもののほか、指定管理者	利用者が教育委員会の定める日までに利用の取消しを申し出て、教育委員会

(補則)

第23条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(愛媛県総合科学博物館管理条例の一部改正)

- 8 愛媛県総合科学博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条 博物館の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、<u>知事</u>が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する業務のうち<u>知事</u>が定める業務の実施に関すること。</p> <p>(2)~(6) 省略</p> <p>(7) その他<u>知事</u>が定める業務</p> <p>(開館時間等)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ<u>知事</u>の承認を得て、第1項の開館時間及び前項の利用時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ<u>知事</u>の承認を得て、同項の休館日を変更することができる。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第6条 博物館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、<u>知事</u>の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(利用料金の額)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ<u>知事</u>の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 省略</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 指定管理者は、第1項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条 博物館の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、<u>教育委員会</u>が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する業務のうち<u>教育委員会</u>が定める業務の実施に関すること。</p> <p>(2)~(6) 省略</p> <p>(7) その他<u>教育委員会</u>が定める業務</p> <p>(開館時間等)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て、第1項の開館時間及び前項の利用時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て、同項の休館日を変更することができる。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第6条 博物館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、<u>教育委員会</u>の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(利用料金の額)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 省略</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 指定管理者は、第1項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。</p>

- (1) 省略
 - (2) 知事_____が特に必要があると認めて指示するとき。
 - (3) 省略
- (博物館資料の特別利用)

第15条 博物館資料の閲覧、撮影、複写、模写、模造等又はこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、知事_____の許可を受けなければならない。

2 知事_____は、前項の許可をする場合において、博物館資料の管理上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(特別利用料の納付)

第16条 省略

2 特別利用料は、博物館資料の特別利用の前に納付しなければならない。ただし、知事_____が必要と認めるときは、後納させることができる。

(特別利用料の額)

第17条 特別利用料の額は、博物館資料1点の特別利用1回につき、5,230円の範囲内で知事_____が定める額とする。

(特別利用料の減免)

第18条 知事_____は、特に必要と認める者に対しては、その特別利用料を減免することができる。

(特別利用料の不還付)

第19条 既に納付した特別利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 省略
- (2) 特別利用者が知事_____が定める日までに特別利用の取消しを申し出て、知事_____がやむを得ないと認めたとき。

(博物館資料の館外貸出し)

第20条 知事_____は、博物館の業務に支障がない場合で、自然史等に関する学術上の調査研究又は啓発のために特に必要と認められ、かつ、博物館資料の取扱い上の安全が確認できるときは、博物館資料の館外貸出しを行うことができる。

- 2 前項の規定により館外貸出しを受けようとする者は、知事_____の許可を受けなければならない。当該館外貸出しの許可を受けた者がその期間を延長しようとするときも、同様とする。
 - 3 知事_____は、前項の許可をする場合において、博物館資料の管理上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。
 - 4 知事_____は、館外貸出期間中であっても、館外貸出しを許可した博物館資料の返還を求めることができる。
- (知事_____による管理)

第22条 博物館の管理を指定管理者が行うことができないときは、知事_____は、博物館の管理に係る業務を行うものとする。

2 第11条第1項及び第2項、第12条第1項から第3項まで、第13条(第3項第1号及び第3号を除く。)並びに第14条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
省略		
第11条第2項	省略	

- (1) 省略
 - (2) 教育委員会が特に必要があると認めて指示するとき。
 - (3) 省略
- (博物館資料の特別利用)

第15条 博物館資料の閲覧、撮影、複写、模写、模造等又はこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、博物館資料の管理上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(特別利用料の納付)

第16条 省略

2 特別利用料は、博物館資料の特別利用の前に納付しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、後納させることができる。

(特別利用料の額)

第17条 特別利用料の額は、博物館資料1点の特別利用1回につき、5,230円の範囲内で教育委員会が定める額とする。

(特別利用料の減免)

第18条 教育委員会は、特に必要と認める者に対しては、その特別利用料を減免することができる。

(特別利用料の不還付)

第19条 既に納付した特別利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 省略
- (2) 特別利用者が教育委員会が定める日までに特別利用の取消しを申し出て、教育委員会がやむを得ないと認めたとき。

(博物館資料の館外貸出し)

第20条 教育委員会は、博物館の業務に支障がない場合で、自然史等に関する学術上の調査研究又は啓発のために特に必要と認められ、かつ、博物館資料の取扱い上の安全が確認できるときは、博物館資料の館外貸出しを行うことができる。

- 2 前項の規定により館外貸出しを受けようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。当該館外貸出しの許可を受けた者がその期間を延長しようとするときも、同様とする。
 - 3 教育委員会は、前項の許可をする場合において、博物館資料の管理上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。
 - 4 教育委員会は、館外貸出期間中であっても、館外貸出しを許可した博物館資料の返還を求めることができる。
- (教育委員会による管理)

第22条 博物館の管理を指定管理者が行うことができないときは、教育委員会は、博物館の管理に係る業務を行うものとする。

2 第11条第1項及び第2項、第12条第1項から第3項まで、第13条(第3項第1号及び第3号を除く。)並びに第14条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
省略		
第11条第2項	省略	

	指定管理者	知事
	省略	
省略		
第12条第1項	省略	
	指定管理者	知事
第12条第2項	省略	
	指定管理者	知事
第12条第3項	省略	
	指定管理者が定める額	知事 が定める額
省略		
第13条第1項各号 列記以外の部分	指定管理者	知事
	省略	
省略		
第13条第3項各号 列記以外の部分	指定管理者	知事
	省略	
省略		
第14条第2号	前号に掲げるもののほか、指定管理者	別表第1に掲げる施設の利用者が知事 の定める日までに利用の取消しを申し出て、知事

(補則)

第23条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、知事 が定める。

	指定管理者	教育委員会
	省略	
省略		
第12条第1項	省略	
	指定管理者	教育委員会
第12条第2項	省略	
	指定管理者	教育委員会
第12条第3項	省略	
	指定管理者が定める額	教育委員会が定める額
省略		
第13条第1項各号 列記以外の部分	指定管理者	教育委員会
	省略	
省略		
第13条第3項各号 列記以外の部分	指定管理者	教育委員会
	省略	
省略		
第14条第2号	前号に掲げるもののほか、指定管理者	別表第1に掲げる施設の利用者が教育委員会 の定める日までに利用の取消しを申し出て、教育委員会

(補則)

第23条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(愛媛県歴史文化博物館管理条例の一部改正)

9 愛媛県歴史文化博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条 博物館の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、<u>知事</u> が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する業務のうち<u>知事</u> が定める業務の実施に関すること。</p> <p>(2)~(6) 省略</p> <p>(7) その他<u>知事</u> が定める業務</p> <p>(開館時間等)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ<u>知事</u> の承認を得て、第1項の開館時間及び前項の利用時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条 博物館の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、<u>教育委員会</u> が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する業務のうち<u>教育委員会</u> が定める業務の実施に関すること。</p> <p>(2)~(6) 省略</p> <p>(7) その他<u>教育委員会</u> が定める業務</p> <p>(開館時間等)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ<u>教育委員会</u> の承認を得て、第1項の開館時間及び前項の利用時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p>

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の休館日を変更することができる。

(禁止行為)

第6条 博物館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1)～(5) 省略

2 省略

(利用料金の額)

第12条 省略

2・3 省略

4 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

5 省略

(利用料金の減免)

第13条 省略

2 省略

3 指定管理者は、第1項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。

(1) 省略

(2) 知事が特に必要があると認めて指示するとき。

(3) 省略

(博物館資料の特別利用)

第15条 博物館資料の閲覧、撮影、複写、模写、模造等又はこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可をする場合において、博物館資料の管理上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(特別利用料の納付)

第16条 省略

2 特別利用料は、博物館資料の特別利用の前に納付しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、後納させることができる。

(特別利用料の額)

第17条 特別利用料の額は、博物館資料1点の特別利用1回につき、5,230円の範囲内で知事が定める額とする。

(特別利用料の減免)

第18条 知事は、特に必要と認める者に対しては、その特別利用料を減免することができる。

(特別利用料の不還付)

第19条 既に納付した特別利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 省略

(2) 特別利用者が知事が定める日までに特別利用の取消しを申し出て、知事がやむを得ないと認めたとき。

(博物館資料の館外貸出し)

第20条 知事は、博物館の業務に支障がない場合で、歴史文化に関する学術上の調査研究又は啓発のために特に必要と認められ、かつ、博物館資料の取扱い上の安全が確認できるときは、博

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同項の休館日を変更することができる。

(禁止行為)

第6条 博物館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1)～(5) 省略

2 省略

(利用料金の額)

第12条 省略

2・3 省略

4 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

5 省略

(利用料金の減免)

第13条 省略

2 省略

3 指定管理者は、第1項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。

(1) 省略

(2) 教育委員会が特に必要があると認めて指示するとき。

(3) 省略

(博物館資料の特別利用)

第15条 博物館資料の閲覧、撮影、複写、模写、模造等又はこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、博物館資料の管理上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(特別利用料の納付)

第16条 省略

2 特別利用料は、博物館資料の特別利用の前に納付しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、後納させることができる。

(特別利用料の額)

第17条 特別利用料の額は、博物館資料1点の特別利用1回につき、5,230円の範囲内で教育委員会が定める額とする。

(特別利用料の減免)

第18条 教育委員会は、特に必要と認める者に対しては、その特別利用料を減免することができる。

(特別利用料の不還付)

第19条 既に納付した特別利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 省略

(2) 特別利用者が教育委員会が定める日までに特別利用の取消しを申し出て、教育委員会がやむを得ないと認めたとき。

(博物館資料の館外貸出し)

第20条 教育委員会は、博物館の業務に支障がない場合で、歴史文化に関する学術上の調査研究又は啓発のために特に必要と認められ、かつ、博物館資料の取扱い上の安全が確認できるときは、博

博物館資料の館外貸出しを行うことができる。

- 2 前項の規定により館外貸出しを受けようとする者は、知事の許可を受けなければならない。当該館外貸出しの許可を受けた者がその期間を延長しようとするときも、同様とする。
- 3 知事は、前項の許可をする場合において、博物館資料の管理上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。
- 4 知事は、館外貸出期間中であっても、館外貸出しを許可した博物館資料の返還を求めることができる。
(知事による管理)

第22条 博物館の管理を指定管理者が行うことができないときは、知事は、博物館の管理に係る業務を行うものとする。

- 2 第11条第1項及び第2項、第12条第1項から第3項まで、第13条(第3項第1号及び第3号を除く。)並びに第14条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
省略		
第11条第2項	省略	
	指定管理者	<u>知事</u>
	省略	
省略		
第12条第1項	省略	
	指定管理者	<u>知事</u>
第12条第2項	省略	
	指定管理者	<u>知事</u>
第12条第3項	省略	
	指定管理者が定める額	<u>知事</u> が定める額
省略		
第13条第1項各号 列記以外の部分	指定管理者	<u>知事</u>
	省略	
省略		
第13条第3項各号 列記以外の部分	指定管理者	<u>知事</u>
	省略	
省略		
第14条第2号	前号に掲げるもののほか、指定管理者	別表第1に掲げる施設の利用者が <u>知事</u> の定める日までに利用の取消しを申し出て、 <u>知事</u>

(補則)

第23条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

博物館資料の館外貸出しを行うことができる。

- 2 前項の規定により館外貸出しを受けようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。当該館外貸出しの許可を受けた者がその期間を延長しようとするときも、同様とする。
- 3 教育委員会は、前項の許可をする場合において、博物館資料の管理上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。
- 4 教育委員会は、館外貸出期間中であっても、館外貸出しを許可した博物館資料の返還を求めることができる。
(教育委員会による管理)

第22条 博物館の管理を指定管理者が行うことができないときは、教育委員会は、博物館の管理に係る業務を行うものとする。

- 2 第11条第1項及び第2項、第12条第1項から第3項まで、第13条(第3項第1号及び第3号を除く。)並びに第14条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
省略		
第11条第2項	省略	
	指定管理者	<u>教育委員会</u>
	省略	
省略		
第12条第1項	省略	
	指定管理者	<u>教育委員会</u>
第12条第2項	省略	
	指定管理者	<u>教育委員会</u>
第12条第3項	省略	
	指定管理者が定める額	<u>教育委員会</u> が定める額
省略		
第13条第1項各号 列記以外の部分	指定管理者	<u>教育委員会</u>
	省略	
省略		
第13条第3項各号 列記以外の部分	指定管理者	<u>教育委員会</u>
	省略	
省略		
第14条第2号	前号に掲げるもののほか、指定管理者	別表第1に掲げる施設の利用者が <u>教育委員会</u> の定める日までに利用の取消しを申し出て、 <u>教育委員会</u>

(補則)

第23条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(えひめ青少年ふれあいセンター管理条例の一部改正)

- 10 えひめ青少年ふれあいセンター管理条例(平成20年愛媛県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条 センターの指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、<u>知事</u>が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) その他<u>知事</u>が定める業務</p> <p>(利用時間)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ<u>知事</u>の承認を得て、同項の利用時間を変更することができる。</p> <p>(休所日)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ<u>知事</u>の承認を得て、同項の休所日を変更することができる。</p> <p>(利用料金の額)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ<u>知事</u>の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 省略</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 指定管理者は、第1項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>知事</u>が特に必要があると認めて指示するとき。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(<u>知事</u>による管理)</p> <p>第15条 センターの管理を指定管理者が行うことができないときは、<u>知事</u>は、センターの管理に係る業務を行うものとする。</p> <p>2 第10条第1項及び第2項、第11条第1項及び第2項、第12条(第3項第1号及び第3号を除く。)並びに第13条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第10条第2項</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定管理者</td> <td><u>知事</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	省略			第10条第2項	省略		指定管理者	<u>知事</u>	省略		省略			<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条 センターの指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、<u>教育委員会</u>が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) その他<u>教育委員会</u>が定める業務</p> <p>(利用時間)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て、同項の利用時間を変更することができる。</p> <p>(休所日)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て、同項の休所日を変更することができる。</p> <p>(利用料金の額)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 省略</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 指定管理者は、第1項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>教育委員会</u>が特に必要があると認めて指示するとき。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(<u>教育委員会</u>による管理)</p> <p>第15条 センターの管理を指定管理者が行うことができないときは、<u>教育委員会</u>は、センターの管理に係る業務を行うものとする。</p> <p>2 第10条第1項及び第2項、第11条第1項及び第2項、第12条(第3項第1号及び第3号を除く。)並びに第13条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第10条第2項</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定管理者</td> <td><u>教育委員会</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	省略			第10条第2項	省略		指定管理者	<u>教育委員会</u>	省略		省略		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																															
省略																																	
第10条第2項	省略																																
	指定管理者	<u>知事</u>																															
	省略																																
省略																																	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																															
省略																																	
第10条第2項	省略																																
	指定管理者	<u>教育委員会</u>																															
	省略																																
省略																																	

第11条第1項	省略	
	指定管理者	知事
第11条第2項	省略	
	指定管理者が定める額	知事が定める額
省略		
第12条第1項各号 列記以外の部分	指定管理者	知事
	省略	
省略		
第12条第3項各号 列記以外の部分	指定管理者	知事
	省略	
省略		
第13条第2号	前号に掲げるもののほか、指定管理者	利用者が知事__ __の定める日までに利用の取消しを申し出て、知事__

(補則)

第16条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事__が定める。

第11条第1項	省略	
	指定管理者	教育委員会
第11条第2項	省略	
	指定管理者が定める額	教育委員会が定める額
省略		
第12条第1項各号 列記以外の部分	指定管理者	教育委員会
	省略	
省略		
第12条第3項各号 列記以外の部分	指定管理者	教育委員会
	省略	
省略		
第13条第2号	前号に掲げるもののほか、指定管理者	利用者が教育委員会 の定める日までに利用の取消しを申し出て、教育委員会

(補則)

第16条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

○愛媛県条例第10号

愛媛県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例

愛媛県地域環境保全基金条例(平成2年愛媛県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 地域環境の保全に関する知識の普及その他地域に根ざした環境保全活動を推進するとともに、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を促進し、もって地域環境の保全を図るため、地域環境保全基金(以下「基金」という。)を設置する。	(設置) 第1条 地域環境の保全に関する知識の普及その他地域に根ざした環境保全活動を推進し ____、もって地域環境の保全を図るため、地域環境保全基金(以下「基金」という。)を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第11号

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和60年愛媛県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(登録の申請)	(登録の申請)

第4条 前条第1項又は第3項の規定による登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第6条第1項において同じ。）の氏名

(4)・(5) 省略

2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 省略

(2) 申請者が第6条第1項第1号から第7号まで及び第9号に該当しない者であることを誓約する書類

(3)～(5) 省略

（登録の実施）

第5条 知事は、申請書の提出があつた場合においては、第6条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく前条第1項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

2・3 省略

（意見の聴取）

第5条の2 知事は、前条第1項の登録をしようとするときは、申請者が次条第1項第5号から第7号まで（同項第6号及び第7号にあつては、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）又は第9号のいずれかに該当する者であるかどうかについて、愛媛県警察本部長の意見を聴くことができる。

（登録の拒否）

第6条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 暴力団員等

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 省略

（変更の登録）

第7条 省略

2 第4条の規定は前項の規定による変更の登録の申請に、第5条第1項及び前2条の規定は前項の規定による変更の登録の申請があつた場合について準用する。

（変更の届出）

第8条 省略

第4条 前条第1項又は第3項の規定による登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役____又はこれらに準ずる者をいう。以下

____同じ。）の氏名

(4)・(5) 省略

2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 省略

(2) 申請者が第6条第1項第1号から第6号まで_____に該当しない者であることを誓約する書類

(3)～(5) 省略

（登録の実施）

第5条 知事は、申請書の提出があつた場合においては、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく前条第1項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

2・3 省略

（登録の拒否）

第6条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

2 省略

（変更の登録）

第7条 省略

2 第4条の規定は前項の規定による変更の登録の申請に、第5条第1項及び前条____の規定は前項の規定による変更の登録の申請があつた場合について準用する。

（変更の届出）

第8条 省略

2 第5条第1項、第5条の2及び第6条の規定は、前項の規定による変更の届出があつた場合について準用する。

(廃業等の届出)

第11条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、登録証を添えてその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 省略
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)であつた者
- (3)~(5) 省略

第15条 省略

(浄化槽管理士の研修)

第15条の2 浄化槽保守点検業に従事する浄化槽管理士は、知事が指定する資質の向上のための研修を受けなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、その営業所の業務に従事する浄化槽管理士に対し、前項に規定する研修の機会を確保しなければならない。

(登録の取消し等)

第16条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 省略
- (2) 第6条第1項第1号、第3号又は第5号から第9号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- (3)~(5) 省略

2・3 省略

2 第5条第1項 _____ 及び第6条の規定は、前項の規定による変更の届出があつた場合について準用する。

(廃業等の届出)

第11条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、登録証を添えてその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 省略
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員 _____
_____ であつた者
- (3)~(5) 省略

第15条 省略

(登録の取消し等)

第16条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 省略
- (2) 第6条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- (3)~(5) 省略

2・3 省略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第12号

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章・第2章 省略 第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等(第7条 <u>第8条</u>) 第4章~第6章 省略 附則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>土砂等</u> 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物(以下「廃棄物」という。)を除く。)をいう。	目次 第1章・第2章 省略 第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等(第7条・ <u>第8条</u>) 第4章~第6章 省略 附則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(2) 土砂等の埋立て等 土砂等
による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為をいう。ただし、製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料の堆積をする行為その他生活環境保全上必要な措置が図られ、かつ、災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為を除く。

(3) 省略

(事業者の責務)

第3条 省略

2 土砂等の搬出を伴う事業を行う者は、土砂等の有効な利用を図るとともに、搬出する土砂等により土砂等の埋立て等が行われる場合にあっては、当該土砂等の埋立て等を行う者により適正な土砂等の埋立て等が行われるよう努めなければならない。

3 省略

(土地所有者等の責務)

第3条の2 土地の所有者、占有者又は管理者(以下「土地所有者等」という。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地において不適正な土砂等の埋立て等が行われることのないよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において不適正な土砂等の埋立て等が行われ、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかに知事への通報その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第7条 省略

(土砂基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等に係る水質検査等)

第7条の2 前条第2項又は第3項の規定による命令を受けた者は、規則で定める日から起算して2年間、規則で定めるところにより、定期的に、当該命令に係る土砂等の埋立て等の用に供した土地の水質検査(土砂等の埋立て等に使用された土砂等の汚染状況を確認するための浸透水の汚濁状況についての検査をいう。以下同じ。)を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと知事が認めたときにあっては規則で定めるところにより当該土地の土壤検査(土壤の汚染状況についての検査をいう。以下同じ。)を行うことによって当該水質検査に代えることができ、又は当該水質検査を行う必要がないと知事が認めたときにあっては当該水質検査を省略することができる。

2 前項に規定する者は、同項の規定による検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該検査の結果を知事に報告しなければならない。

3 第1項に規定する者は、同項の規定による検査により、土壤中に土砂基準に適合しない土砂等があることを確認したとき、又は浸透水が水質基準に適合していないことを確認したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

第9条 省略

(周辺住民への特定事業の周知)

第9条の2 前条の許可を受けようとする者は、同条の許可の申請に先立ち、規則で定めるところにより、特定事業区域の周辺住民に対し、次条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を周知するための説明会を開催しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条の許可を受けようとする者は、

(1) 土砂等の埋立て等 土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。)による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積をする行為をいう。ただし、製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料のたい積をする行為その他生活環境保全上必要な措置が図られ、かつ、災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為を除く。

(2) 省略

(事業者の責務)

第3条 省略

2 省略

第7条 省略

第9条 省略

その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、同項の説明会を開催することができない場合は、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、当該者は、特定事業区域の周辺住民に対し、次条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(許可申請の手続)

第10条 第9条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)~(13) 省略

2 前項の規定にかかわらず、第9条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う特定事業(以下「一時堆積事業」という。)である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)~(6) 省略

(意見の聴取)

第11条 省略

2 知事は、第9条の許可の申請があった場合には、申請者が次条第1項第6号スからチまで(同号セからタまで)にあっては、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)に係る部分に限る。)のいずれかに該当する者であるかどうかについて、愛媛県警察本部長の意見を聴くことができる。

(許可の基準)

第12条 知事は、第9条の許可の申請が第10条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1)~(5) 省略

(6) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ この条例又は廃棄物処理法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条の2又は第24条の規定による命令を受け、当該命令に係る必要な措置が完了していない者(当該命令を受けた者が法人である場合にあっては、当該命令の日当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。))であった者を含む。)

オ 第23条第1項(第3号エに係る部分を除く。)の規定によ

(許可申請の手続)

第10条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)~(13) 省略

2 前項の規定にかかわらず、前条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う特定事業(以下「一時たい積事業」という。)である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)~(6) 省略

(市町長の意見の聴取)

第11条 省略

(許可の基準)

第12条 知事は、第9条の許可の申請が第10条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1)~(5) 省略

(6) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

り許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（同号ウに該当することにより許可が取り消された場合を除く。）にあっては、当該取消しの処分に係る愛媛県行政手続条例（平成7年愛媛県条例第48号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

カ 第23条第1項（第3号エに係る部分を除く。）の規定による許可の取消しの処分に係る愛媛県行政手続条例第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの期間内に第21条第2項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

キ カに規定する期間内に第21条第2項の規定による廃止の届出があった場合において、カの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ク 第23条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合にあっては、当該命令の日当該法人の役員であった者を含む。）

ケ 廃棄物処理法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項又は第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（廃棄物処理法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）にあっては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

コ 廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの期間内に廃棄物処理法第7条の2第3項（廃棄物処理法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

サ コに規定する期間内に廃棄物処理法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出があった場合において、コの通知の日前60日

以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の同令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

シ 省略

ス 暴力団員等

セ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）がアからスまでのいずれかに該当するもの

ソ 法人でその役員 _____

_____又は規則で定める使用人のうちに

アからスまでのいずれかに該当する者のあるもの

タ 個人で規則で定める使用人のうちにアからスまでのいずれかに該当する者のあるもの

チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 知事は、第9条の許可の申請が第10条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1)～(5) 省略

(6) 申請者が前項第6号アからチまでのいずれにも該当しないこと。

3 省略

（変更の許可等）

第14条 第9条の許可を受けた者は、第10条第1項第2号、第7号及び第9号又は第2項第1号（同条第1項第2号に係るものに限る。）に掲げる事項の変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 省略

3 第9条の許可を受けた者は、第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更（第1項の許可に係る変更を除く。）その他規則で定める事項の変更をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第9条の2、第11条第1項及び前2条の規定は第1項の許可について、第11条第2項の規定は第3項の届出があった場合について、それぞれ準用する。

（土砂等の搬入の届出）

第15条 省略

2 第9条の許可を受けた者は、非常災害のために必要な応急措置として、当該許可に係る特定事業区域に土砂等（県外土砂等（県外において採取された土砂等をいう。以下同じ。）を除く。）を搬入するときは、前項の規定にかかわらず、その搬入を開始した後、規則で定めるところにより、同項に規定する書面を添付して、遅滞なくその旨を知事に届け出ることをもって足りる。

3 第9条の許可を受けた者は、前2項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨

ア 省略

イ 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は規則で定める使用人のうちにア _____ に該当する者のあるもの

ウ 個人で規則で定める使用人のうちにア _____ に該当する者のあるもの

2 知事は、第9条の許可の申請が第10条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1)～(5) 省略

(6) 申請者が前項第6号アからウまでのいずれにも該当しないこと。

3 省略

（変更の許可等）

第14条 第9条の許可を受けた者は、第10条第1項各号又は第2項各号 _____ に掲げる事項の変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 省略

3 第9条の許可を受けた者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更 _____ をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 前3条 _____ の規定は、第1項の許可について _____ 準用する。

（土砂等の搬入の届出）

第15条 省略

を知事に届け出なければならない。

(展開検査等)

第15条の2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場において、当該特定事業の用に供しようとする土砂等を展開する等して、廃棄物及び土壌の汚染のおそれのある物の混入及び吸着の有無について目視による検査を行わなければならない。

(土砂等管理台帳の作成)

第15条の3 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。

- (1) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の採取場所
- (2) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の量
- (3) 前条の規定による検査の結果
- (4) 当該許可に係る特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、当該許可に係る特定事業区域から搬出された土砂等の量及びその搬出先ごとの内訳
- (5) 当該土砂等が県外土砂等である場合は、当該県外土砂等の第15条第1項の規定により届け出た採取場所から特定事業区域までの間の搬出、運搬、保管等の状況に関する事項
- (6) その他規則で定める事項

(特定事業に使用された土砂等の量の報告)

第16条 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量(当該特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、土砂等の搬入量及び搬出量)を知事に報告しなければならない。

(特定事業に係る水質検査等)

第17条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業(施工期間が1年を超えるものに限る。)が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域内の水質検査

_____を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと知事が認めるときは、規則で定めるところにより当該特定事業区域内の土壤検査

_____を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。

2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の全部若しくは一部を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業区域内の水質検査及び土壤検査を行わなければならない。ただし、当該水質検査を行うことができないと知事が認めるとき、又は当該土壤検査を行う必要がないと知事が認めるときは、当該水質検査又は土壤検査を省略することができる。

3 第9条の許可を受けた特定事業の全部を完了し、若しくは廃止した者又は第23条第1項の規定により当該許可を取り消された者のうち次のいずれかに該当するものは、規則で定める日から起算して2年間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域内の水質検査を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと知事が認めるときにあっては規則で定めるところにより当該特定事業区域内の土壤検査を行うことによって当

(特定事業に使用された土砂等の量の報告)

第16条 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量(当該特定事業が一時たい積事業である場合にあっては、土砂等の搬入量及び搬出量)を知事に報告しなければならない。

(_____ 水質検査等)

第17条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業 _____ が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域内の水質検査(土砂等の埋立て等に使用された土砂等の汚染状況を確認するための浸透水の汚濁状況についての検査をいう。以下同じ。)を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと知事が認めるときは、規則で定めるところにより当該特定事業区域内の土壤検査(土壌の汚染状況についての検査をいう。以下同じ。)を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。

2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業 _____ を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業区域内の水質検査及び土壤検査を行わなければならない。ただし、当該水質検査を行うことができないと知事が認めるとき、又は当該土壤検査を行う必要がないと知事が認めるときは、当該水質検査又は土壤検査を省略することができる。

3 第9条の許可を受けた者は、第1項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該検査の結果を知事に報告しなければならない。

該水質検査に代えることができ、又は当該水質検査を行う必要がないと知事が認めたとときにおいては当該水質検査を省略することができる。

- (1) 当該特定事業区域に県外土砂等により土砂等の埋立て等をした者
- (2) 当該特定事業区域に係る特定事業が施工されている間に、第22条の2（第4号に係る部分に限る。）の規定による命令を受けた者
- (3) 当該特定事業区域について前2項の規定により行った水質検査又は土壌検査の結果が水質基準又は土砂基準に適合しなかった者
- (4) 当該特定事業区域について前2項の規定による検査を行わなかった者

4 第7条の2第2項及び第3項の規定は、前3項の規定による検査を行った者について準用する。

（関係書類の閲覧）

第18条 省略

2 知事は、第9条の許可をした特定事業が施工されている間及び当該特定事業の全部を完了し、若しくは廃止した日、当該特定事業に係る第23条第1項の規定による当該許可の取消しのあった日又は前条第3項の規定による検査が終了した日のうち最も遅い日から5年を経過するまでの間、当該特定事業に関しこの条例の規定により提出のあった書類を、周辺住民その他の生活環境の保全又は生活の安全の確保上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。

（特定事業の完了等）

第20条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の全部又は一部を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2・3 省略

（許可に基づく地位の承継）

第22条 第9条の許可を受けた者が当該許可に係る特定事業を譲り渡し、又は同条の許可を受けた者について相続、合併若しくは分割があったときは、その特定事業を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該許可に係る特定事業を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により第9条の許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その事実を証する書面その他規則で定める書類を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第11条第2項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

（改善命令）

第22条の2 知事は、第9条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、適正な土砂等の埋立て等の実施を確保するため、期限を定めて、特定事業の施工に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域内の土壌中に土砂基準に適合しない土砂等があることを確認したとき、又は当該許可に係る特定事業区域内の浸透水が水質基準に適合していないことを確認したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

（関係書類の閲覧）

第18条 省略

2 知事は、第9条の許可をした特定事業が施工されている間及び当該特定事業の完了若しくは廃止の日又は当該特定事業に係る第23条第1項の規定による第9条の許可の取消しのあった日から5年を経過するまでの間、当該特定事業に関しこの条例の規定により提出のあった書類を、周辺住民その他の生活環境の保全又は生活の安全の確保上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。

（特定事業の完了等）

第20条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2・3 省略

（許可に基づく地位の承継）

第22条 第9条の許可を受けた者が当該許可に係る特定事業の全部を譲り渡し、又は同条の許可を受けた者について相続若しくは合併があったときは、その特定事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により第9条の許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その事実を証する書面を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 施工する特定事業が第10条第1項第2号、第3号、第7号、第8号、第9号、第11号若しくは第12号又は同条第2項第1号（同条第1項第2号、第3号、第8号及び第11号に係る部分に限る。）、第4号若しくは第5号に掲げる事項に適合していないと認めるとき。
 - (2) 施工する特定事業が第12条第1項第3号又は同条第2項第3号の構造上の基準に適合していないと認めるとき。
 - (3) 第13条（第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反したとき。
 - (4) 第17条第1項の規定による水質検査又は土壌検査を行っていないと認めるとき。
 - (5) 第19条第1項の規定による標識を掲示せず、又は同項に規定する事項の全部若しくは一部を記載していないと認めるとき。
 - (6) 第19条第2項の規定による境界を明らかにする表示を行っていないと認めるとき。
- （許可の取消し等）

第23条 知事は、第9条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- (1)・(2) 省略
- (3) 次のアからエまでのいずれかに該当するに至ったとき。
 - ア 第12条第1項第6号イ若しくはウ（第30条、第30条の2若しくは第33条（第30条及び第30条の2の規定に係る部分に限る。）の規定若しくは廃棄物処理法第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（廃棄物処理法第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号シ、ス若しくはチに該当するに至ったとき。
 - イ 第12条第1項第6号セからタまで（同号イ若しくはウ（第30条若しくは第30条の2の規定若しくは廃棄物処理法第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号シ若しくはスに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。
 - ウ 第12条第1項第6号セからタまで（同号オ又はケに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。
 - エ 第12条第1項第6号アからウまで、オからキまで、ケからサまで又はセからタまでのいずれかに該当するに至ったとき（アからウまでのいずれかに該当する場合を除く。）。
- (4)~(6) 省略
- (6)の2 不正の手段により第22条第2項の規定による承継の届出を行ったとき。
- (7) 前条又は次条第1項の規定による命令に違反したとき。

2 省略

（関係書類の保存）

第25条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第20条第1項の規定による全部の完了の届出若しくは第21条第2項の規定による廃止の届出をした日、第23条第1項の規定による許可の取消しを受けた日又は第17条第3項の規定による検査が終了した日のうち最も遅い日から5年間、第15条の3の規定により作成した土砂等管理台帳及び当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを保存しなければならない

（許可の取消し等）

第23条 知事は、第9条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- (1)・(2) 省略
- (3) 第12条第1項第6号又は第2項第6号に該当するに至ったとき。

(4)~(6) 省略

(7) _____次条第1項の規定による命令に違反したとき。

2 省略

（関係書類の保存）

第25条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第20条第1項の規定による _____完了の届出若しくは第21条第2項の規定による廃止の届出をした日又は第23条第1項の規定による許可の取消しを受けた日 _____から5年間、 _____
_____当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを保存しなければならない

い。

(立入検査等)

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者、当該土砂等の埋立て等に係る土砂等を排出し、若しくは搬出した者、当該土砂等の埋立て等に係る土砂等を運搬し、若しくは運搬した者、当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者その他当該土砂等の埋立て等に関係する者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者、当該土砂等の埋立て等に係る土砂等を排出し、若しくは搬出した者、当該土砂等の埋立て等に係る土砂等を運搬し、若しくは運搬した者、当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者その他当該土砂等の埋立て等に関係する者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等に関係のある 場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において土砂等を無償で取去させることができる。

2・3 省略

(関係行政機関への照会等)

第26条の2 知事は、第11条に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

第6章 罰則

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)~(3) 省略

第30条の2 第22条の2の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条の2第1項又は第17条第1項から第3項までの規定による検査を行わなかった者

(2) 第7条の2第2項(第17条第4項において準用する場合を含む。)又は第16条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第15条の規定に違反して、土砂等の搬入に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3)の2 第15条の3の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同条各号に掲げる事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

(4)・(5) 省略

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第30条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年5月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第15条の改正規定(同条に2項を加える部分(同条第3項に係る部分を除く。))に限る。、第17条第1項の改正規定(「特定事業」の下に「(施工期間が1年を超えるものに限る。)」を加え

い。

(立入検査等)

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は

_____ 当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者

_____ に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者

_____ の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等をし、若しくはした場所に立ち入り、帳簿、書類

その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において土砂等を無償で取去させることができる。

2・3 省略

第6章 罰則

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)~(3) 省略

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者

(2) 第16条又は第17条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第17条第1項又は第2項の規定による検査を行わなかった者

(4)・(5) 省略

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条

の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

る部分に限る。)、同条第2項の改正規定、第18条第2項の改正規定(「完了」を「全部を完了し、」に、「廃止の日又は」を「廃止した日、」に改める部分に限る。)、第20条第1項の改正規定、第22条第1項の改正規定、第25条の改正規定(「第20条第1項の規定による」の下に「全部の」を加える部分に限る。)、第26条の次に1条を加える改正規定及び第31条第1号の改正規定(「届出をしないで土砂等の搬入をし」を「土砂等の搬入に係る届出をせず」に改める部分に限る。)並びに附則第9項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「旧条例」という。)第9条の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。
- 3 改正後の愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「新条例」という。)第7条の2第1項の規定は、施行日以後に新条例第7条第2項又は第3項の規定による命令を受けた者に係る水質検査及び土壌検査について適用する。
- 4 新条例第9条の2(新条例第14条第4項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日後に新条例第9条又は第14条第1項の規定により許可の申請を行おうとする者について適用し、施行日前に旧条例第9条又は第14条第1項の規定により許可の申請を行った者については、適用しない。
- 5 施行日以前に行われた旧条例第14条第1項の規定による許可の申請であって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分がされていないものは、当該許可の申請に係る事項が新条例第14条第1項本文に規定する事項に該当する場合には同項本文に規定する事項に係る同項の許可の申請とみなし、旧条例第14条第1項の規定による許可の申請に係る事項が新条例第14条第1項本文に規定する事項に該当しない場合には施行日に同条第3項の規定によりされた届出とみなす。
- 6 新条例第15条第3項、第15条の2及び第15条の3の規定は、施行日以後に特定事業場に搬入する土砂等に係る届出、展開検査等及び土砂等管理台帳の作成について適用する。
- 7 新条例第17条第3項の規定は、施行日以後に新条例第20条第1項の規定により特定事業の全部を完了した旨を届け出た者、新条例第21条第2項の規定により特定事業を廃止した旨を届け出た者又は新条例第23条第1項の規定により新条例第9条の許可を取り消された者に係る水質検査及び土壌検査について適用する。
- 8 新条例第22条第2項の規定は、施行日以後に同条第1項の規定により地位の承継をした者に係る届出について適用し、施行日前に旧条例第22条第1項の規定により地位の承継をした者に係る届出については、なお従前の例による。
- 9 この条例(附則第1項ただし書に規定する改正規定にあっては、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第13号

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の役員の損害賠償責任の一部免除に関する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の役員の損害賠償責任の一部免除に関する条例

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第19条の2第4項の条例で定める額は、次の各号に掲げる公立大学法人愛媛県立医療技術大学の役員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 理事長 基準報酬年額(地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)第3条の2第1項に規定する基準報酬年額をいう。以下同じ。)に6を乗じて得た額
- (2) 理事 基準報酬年額に4を乗じて得た額
- (3) 監事 基準報酬年額に2を乗じて得た額

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第14号

愛媛県医師確保奨学基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県医師確保奨学基金条例の一部を改正する条例

愛媛県医師確保奨学基金条例(平成18年愛媛県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(基金の額)	(基金の額)
第2条 基金の額は、 <u>2億</u> 円とする。	第2条 基金の額は、 <u>1億</u> 円とする。

2・3 省略

(奨学金の貸与)

第3条 基金は、将来県内の医療機関等(知事が指定するものに限る。以下同じ。)において医師としての業務に従事しようとする学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(同法第97条に規定する大学院を除く。)の医学を履修する課程に在学する者、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けている者及び当該臨床研修の修了後に行う専門的な臨床研修等を受けている者であって規則で定めるものに対し、奨学金を貸与するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第5条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の返還の債務の全部を免除するものとする。

- (1) 県内の 医療機関等の医師としての業務(将来県内の医療機関等の特定診療科(医師の確保が困難な診療科として知事が指定するものをいう。)の医師としての業務に従事しようとする者として奨学金の貸与を受けた者)にあっては、当該特定診療科の医師としての業務。以下「業務」という。)に従事した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)が、奨学金の貸与を受けた期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを1年とする。)に達したとき。

- (2) 省略

2・3 省略

(奨学金の貸与)

第3条 基金は、将来県内の医療機関等(知事が指定するものに限る。)において医師としての業務に従事しようとする学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(同法第97条に規定する大学院を除く。)の医学を履修する課程に在学する者、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けている者及び当該臨床研修の修了後に行う専門的な臨床研修等を受けている者であって規則で定めるものに対し、奨学金を貸与するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第5条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の返還の債務の全部を免除するものとする。

- (1) 第3条に規定する医療機関等の医師としての業務()にあっては、当該 以下「業務」という。)に従事した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)が、奨学金の貸与を受けた期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを1年とする。)に達したとき。

- (2) 省略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第15号

公衆浴場設置等の基準等に関する条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

公衆浴場設置等の基準等に関する条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(公衆浴場設置等の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 公衆浴場設置等の基準等に関する条例(昭和25年愛媛県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details the changes to Article 3 and Article 4 of the Public Bathing Facility Standards, etc. Regulation No. 15, including specific distance requirements and construction completion deadlines.

ア～コ 省略

サ 浴槽は、上縁が洗い場の床面から15センチメートル以上の高さを有すること。ただし、洗い場で使用する湯水及び浴槽からあふれ出た湯水が浴槽内に流入しないよう適切な措置が講じられている場合にあつては、この限りでない。

シ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）が設置されている場合は、点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、かつ、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。

ス 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽（浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下同じ。）内の湯水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、オーバーフロー還水管（浴槽からあふれ出た湯水を回収槽に集めるための配管をいう。以下同じ。）は循環配管（湯水を浴槽とろ過器（浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）等との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）に直接接続せず、かつ、回収槽は地下に埋設しないでその内部の清掃を容易に行うことのできる位置又は構造になつているとともに、回収槽内の湯水を消毒することができる設備が設けられている場合にあつては、この限りでない。

セ 水位計は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造又は配管等を要しない構造であること。

ソ 配管内の浴槽水が完全に排水できる構造であること。

(5) 省略

(6) 給湯設備及び給水設備は、次の要件を備えたものとする。

ア 井戸水等が使用されている場合は、必要に応じ、次条第1項第7号の水質基準に適合する原水（直接浴用に供する湯水（浴槽水及び循環水（ろ過器等を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）を得るための浄水、消毒等の設備が設けられていること。

イ ろ過器は、浴槽ごとに設置するよう努め、その1時間当たりの処理能力は、浴槽の容量以上であり、そのろ材は、十分な逆洗浄（湯水を通常とは逆方向へ流し、汚れを洗い流すことをいう。以下同じ。）を行うことができるものであること。

ウ 集毛器（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状等の装置をいう。以下同じ。）は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設けること。

エ 省略

オ 浴槽における原水の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。

カ 循環水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。

キ 打たせ湯及びシャワーが設置されている場合は、循環水を用いない構造であること。

ア～コ 省略

サ 浴槽は、上縁が洗い場の床面から30センチメートル以上の高さを有すること。ただし、洗い場で使用する湯水及び浴槽からあふれ出た湯水が浴槽内に流入しないよう適切な措置が講じられている場合にあつては、この限りでない。

(5) 省略

(6) 給湯設備及び給水設備は、次の要件を備えたものとする。

ア 井戸水等が使用されている場合は、必要に応じ、ろ過器（浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）をろ過する装置をいう。以下同じ。）
消毒設備等の設備が設けられていること。

イ ろ過器が設置されている場合は、その1時間当たりの処理能力は、浴槽の容量以上であり、そのろ材は、十分な逆洗浄（湯水を通常とは逆方向へ流し、汚れを洗い流すことをいう。以下同じ。）を行うことができるものであるとともに、集毛器は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設けること。

ウ 省略

エ 打たせ湯及びシャワーが設置されている場合は、循環水（ろ過器を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。）を用いない構造であること。

オ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生

ク 調節箱（洗い場の給湯栓及びシャワーへ送る湯の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。）は、清掃しやすく、かつ、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行うことのできる構造であること。

ケ 貯湯槽（原水を貯留する水槽をいう。以下同じ。）は、完全に排水できる構造であること。

(7)～(13) 省略

2 省略

第5条 公衆浴場の管理は、次に定めるところによらなければならない。

(1)～(6) 省略

(7) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の湯水を使用した原水 _____ 及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。

(8) 貯湯槽 _____ 内の原水の温度は、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行う場合は、この限りでない。

(9) 定期的に貯湯槽の生物膜（配管内部、ろ材等に付着した微生物が増殖し、それらが産出する粘性物質で形成されたものをいう。以下同じ。）の発生の防止又は除去を行うための清掃及び消毒を行うとともに、温度計の性能及び設備の破損等の確認を行うこと。

(10)・(11) 省略

(12) ろ過器は、浴槽に湯水がある場合は、常に作動させ、1週間に1回以上、逆洗浄して汚れを十分に排出し、 _____ 生物膜を適切な消毒方法で除去すること。

(13) 循環配管は、1週間に1回以上、適切な方法で消毒するとともに、おおむね1年に1回以上、内部の状況を点検し、生物膜がある場合は、当該生物膜の除去を行うこと。

(14) 配管は、その配置を図面等により正確に把握し、不要な配管の除去等必要な措置を行うこと。

(15) 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の残留塩素濃度 _____ を頻繁に測定して、規則で定める残留塩素濃度となるよう _____ 努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保存すること。ただし、浴槽水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、浴槽水の水素イオン濃度指数（pH）が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であつて、他の適切な衛生措置を講ずるときは、この限りでない。

(16) 省略

(17) 消毒装置は、浴槽に湯水がある場合は、常に作動させ、維持管理を適切に行うこと。

させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）が設置されている場合は、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。

(7)～(13) 省略

2 省略

第5条 公衆浴場の管理は、次に定めるところによらなければならない。

(1)～(6) 省略

(7) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の湯水を使用した原水（ろ過器を通していない浴用に供する湯水であつて、浴槽水以外のものをいう。以下同じ。）及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。

(8) 貯湯槽（原水を貯留する水槽をいう。以下同じ。）内の原水の温度は、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行う場合は、この限りでない。

(9) 定期的に貯湯槽の生物膜（配管内部、ろ材等に付着した微生物が増殖し、それらが産出する粘性物質で形成されたものをいう。以下同じ。）の発生の防止又は除去を行うための清掃及び消毒 _____ を行うこと。

(10)・(11) 省略

(12) ろ過器は _____、1週間に1回以上、逆洗浄して汚れを十分に排出し、ろ過器及び循環配管（湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）に生じる生物膜を適切な消毒方法で除去すること。

(13) 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下とし、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保存すること。ただし、浴槽水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、浴槽水の水素イオン濃度指数（pH）が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であつて、他の適切な衛生措置を講ずるときは、この限りでない。

(14) 省略

(15) 消毒装置の _____ 維持管理を適切に行うこと。

(18) 水位計配管は、1週間に1回以上、生物膜を適切な消毒方法で除去すること。

(19) シャワーは、1週間に1回以上通水し、シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検するとともに、1年に1回以上洗浄し、及び消毒すること。

(20) 集毛器は、毎日清掃し、及び消毒すること。

(21) 省略

(22) 省略

(23) 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽内 _____ の湯水を浴用に供しないこと。ただし、オーバーフロー還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水の塩素消毒等を行う場合は、この限りでない。

(24) 調節箱は、生物膜の状況を監視し、必要に応じ清掃し、及び消毒すること。

(25) 浴槽に気泡発生装置等が設置されている場合は、浴槽水には連日使用循環水を使用せず、内部に生物膜が形成されないよう適宜清掃し、及び消毒すること。

(26) 省略

(27) 省略

(28) 飲料水供給設備からは、水道水又は知事が飲用に適すると認められた水を供給するとともに、飲用に適する旨を見やすい場所に表示すること。

(29) 飲用に供する水（水道水を除く。）は _____、1年に1回以上水質検査を行い、その記録を3年以上保存すること。

(30) 省略

(31) 省略

(32) 省略

(33) サウナ室及びサウナ設備は、1月に1回以上保守点検するとともに、サウナ室にあつては、室内の温度及び湿度を定期的に測定し、その記録を3年以上保存すること。

(34) 屋外に設置された浴槽の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないように努めること。

(35) 電気浴器は、1月に1回以上保守点検するとともに、絶縁抵抗、接地抵抗等について定期的に検査を受け、その記録を3年以上保存すること。

(36) 省略

(37) 省略

(38) 省略

(39) 省略

(40) 省略

(41) 省略

(42) 省略

(43) 従業員の衛生管理について次の措置を講じること。
ア・イ 省略

(44) 省略

2 前項の規定にかかわらず、個室付浴場の管理は、次に定めるところによらなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 前項第1号から第6号まで、第15号、第28号から第30号ま

(16) 集毛器は、毎日清掃する _____ こと。

(17) 省略

(18) 省略

(19) 回収槽（浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下同じ。）の湯水を浴用に供しないこと。ただし、回収槽 _____ の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水の塩素消毒等を行う場合は、この限りでない。

(20) 浴槽に気泡発生装置等が設置されている場合は、浴槽水には連日使用循環水を使用しない _____ こと。

(21) 省略

(22) 省略

(23) 飲料水供給設備からは、飲用に適する水 _____ を供給するとともに、飲用に適する旨を見やすい場所に表示すること。

(24) 飲用に供する水は、水道法その他の法律に定めるもののほか、1年に1回以上水質検査を行い、その記録を3年以上保存すること。

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) サウナ室及びサウナ設備は、1月に1回以上保守点検するとともに、サウナ室にあつては、室内の温度及び湿度を定期的に測定し、その記録を1年以上保存すること。

(29) 電気浴器は、1月に1回以上保守点検するとともに、絶縁抵抗、接地抵抗等について定期的に検査を受け、その記録を1年以上保存すること。

(30) 省略

(31) 省略

(32) 省略

(33) 省略

(34) 省略

(35) 省略

(36) 省略

(37) 従業員の衛生管理について次の措置を講じること。
ア・イ 省略
ウ 1年に1回以上健康診断を受けさせること。

(38) 省略

2 前項の規定にかかわらず、個室付浴場の管理は、次に定めるところによらなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 前項第1号から第6号まで、第13号、第23号から第25号ま

で、第36号から第41号まで及び第43号に定める措置

で、第30号から第35号まで及び第37号に定める措置

(旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 旅館業法施行条例(昭和32年愛媛県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(営業施設の衛生措置の基準)</p> <p>第4条 旅館業を営む者(以下「営業者」という。)が営業の施設について宿泊者の衛生のために講じなければならない必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>第1・第2 省略</p> <p>第3 浴場に関する措置</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 原水(直接浴用に供する湯水(浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。))及び循環水(ろ過器(浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。))等を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。))を除く。)をいう。以下同じ。)及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。</p> <p>4 省略</p> <p>5 定期的に貯湯槽の生物膜(配管内部、ろ材等に付着した微生物が増殖し、それらが産出する粘液性物質で形成されたものをいう。以下同じ。)の発生の防止又は除去を行うための清掃及び消毒を行うとともに、<u>温度計の性能及び設備の破損等の確認を行うこと。</u></p> <p>6 省略</p> <p>7 浴槽水は、毎日1回以上完全に取り換えること。ただし、連日使用循環水(24時間以上連続して使用している循環水 _____ をいう。以下同じ。)を使用している浴槽水については、1週間に1回以上定期的に完全に取り換え、浴槽を清掃し、及び消毒すること。</p> <p>8 ろ過器は、<u>浴槽に湯水がある場合は、常に作動させ、1週間に1回以上、逆洗浄(湯水を通常とは逆方向へ流し、汚れを洗い流すことをいう。以下同じ。))として汚れを十分に排出し、 _____ 生物膜を適切な消毒方法で除去すること。</u></p> <p>9 <u>循環配管(湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。))は、1週間に1回以上、適切な方法で消毒するとともに、おおむね1年に1回以上、内部の状況を点検し、生物膜がある場合は、当該生物膜の除去を行うこと。</u></p> <p>10 <u>配管は、その配置を図面等により正確に把握し、不要な配管の除去等必要な措置を行うこと。</u></p> <p>11 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の残留塩素濃度 _____ を頻繁に測定して、<u>規則で定める残留塩素濃度となるよう _____ 努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保存すること。ただし、浴槽水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、浴槽水の水素イオン濃度指数(pH)が高くこの基準を適用す</u></p>	<p>(営業施設の衛生措置の基準)</p> <p>第4条 旅館業を営む者(以下「営業者」という。)が営業の施設について宿泊者の衛生のために講じなければならない必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>第1・第2 省略</p> <p>第3 浴場に関する措置</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 原水(ろ過器 _____ (浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。))をろ過する装置をいう。以下同じ。))を通して<u>いない</u>浴用に供する湯水であつて、浴槽水以外のもの _____ をいう。以下同じ。)及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。</p> <p>4 省略</p> <p>5 定期的に貯湯槽の生物膜(配管内部、ろ材等に付着した微生物が増殖し、それらが産出する粘液性物質で形成されたものをいう。以下同じ。)の発生の防止又は除去を行うための清掃及び消毒 _____ を行うこと。</p> <p>6 省略</p> <p>7 浴槽水は、毎日1回以上完全に取り換えること。ただし、連日使用循環水(24時間以上連続して使用している循環水(ろ過器を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)を使用している浴槽水については、1週間に1回以上定期的に完全に取り換え、浴槽を清掃し、及び消毒すること。</p> <p>8 ろ過器は _____、1週間に1回以上、逆洗浄(湯水を通常とは逆方向へ流し、汚れを洗い流すことをいう。以下同じ。))として汚れを十分に排出し、<u>ろ過器及び循環配管(湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。))に生じる生物膜を適切な消毒方法で除去すること。</u></p> <p>9 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、<u>通常1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下とし、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保存すること。ただし、浴槽水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、浴槽水の水素イオン濃度指数(pH)が高くこの基準を適用す</u></p>

ることが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であつて、他の適切な衛生措置を講ずるときは、この限りでない。

12 省略

13 消毒装置は、浴槽に湯水がある場合は、常に作動させ、維持管理を適切に行うこと。

14 水位計配管は、1週間に1回以上、生物膜を適切な消毒方法で除去すること。

15 シャワーは、1週間に1回以上通水し、シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検するとともに、1年に1回以上洗浄し、及び消毒すること。

16 集毛器（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状等の装置をいう。以下同じ。）は、毎日清掃し、及び消毒すること。

17 省略

18 省略

19 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽（浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下同じ。）内の湯水を浴用に供しないこと。ただし、オーバーフロー還水管（浴槽からあふれ出た湯水を回収槽に集めるための配管をいう。以下同じ。）及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水の塩素消毒等を行う場合は、この限りでない。

20 調節箱（洗い場の給湯栓及びシャワーへ送る湯の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。）は、生物膜の状況を監視し、必要に応じ清掃し、及び消毒すること。

21 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）が設置されている場合は、浴槽水には連日使用循環水を使用せず、内部に生物膜が形成されないよう適宜清掃し、及び消毒すること。

22 省略

23 屋外に設置された浴槽の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないように努めること。

24 省略

25 省略

26 省略

第4～第6 省略
（構造設備の基準）

第5条の2 省略

2・3 省略

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の入浴施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ろ過器は、浴槽ごとに設置するよう努め、その1時間当たりの処理能力は、浴槽の容量以上であり、そのろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるものである _____ こと。

(2) 集毛器は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設ける _____ こと。

(3) 浴槽における原水の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。

ることが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であつて、他の適切な衛生措置を講ずるときは、この限りでない。

10 省略

11 消毒装置の _____ 維持管理を適切に行うこと。

12 集毛器 _____
_____ は、毎日清掃する _____ こと。

13 省略

14 省略

15 _____ 回収槽（浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下同じ。）の湯水 _____ を浴用に供しないこと。ただし、回収槽 _____ の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水の塩素消毒等を行う場合は、この限りでない。

16 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）が設置されている場合は、浴槽水には連日使用循環水を使用しない _____ こと。

17 省略

18 省略

19 省略

20 省略

第4～第6 省略
（構造設備の基準）

第5条の2 省略

2・3 省略

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の入浴施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ろ過器が設置されている場合は _____、その1時間当たりの処理能力は、浴槽の容量以上であり、そのろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるものであるとともに、集毛器は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設ける _____ こと。

<p>(4) 循環水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 貯湯槽は、完全に排水できる構造であること。</p> <p>(7) 気泡発生装置等が設置されている場合は、点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、かつ、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。</p> <p>(8) 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽内の湯水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、オーバーフロー還水管は循環配管に直接接続せず、かつ、回収槽は地下に埋設しないでその内部の清掃を容易に行うことのできる位置又は構造になつているとともに、回収槽内の湯水を消毒することができる設備が設けられている場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(9) 水位計は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造又は配管等を要しない構造であること。</p> <p>(10) 配管内の浴槽水が完全に排水できる構造であること。</p> <p>(11) 調節箱は、清掃しやすく、かつ、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等を行うことのできる構造であること。</p> <p>(12) 省略</p>	<p>(2) 省略</p> <p>(3) 気泡発生装置等が設置されている場合は _____、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。</p> <p>(4) 省略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年7月1日から施行する。
(公衆浴場設置等の基準等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- この条例の施行の際現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可を受けて業として公衆浴場を営んでいる者又は同項の許可の申請をしている者がこの条例の施行の際現にその営業の用に供し、又は供することとしている施設設備については、増築し、改築し、又は大規模な修繕若しくは模様替えをするまでの間は、第1条の規定による改正後の公衆浴場設置等の基準等に関する条例（以下「新公衆浴場条例」という。）第4条第1項の規定の適用については、同項第4号シ中「点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、かつ、その」とあるのは、「その」とし、同号スからソまで並びに同項第6号オ、カ、ク及びケの規定は、適用しない。
- 新公衆浴場条例第5条第1項第33号及び第35号の規定は、この条例の施行の日以後に作成する記録の保存について適用し、同日前に作成した記録の保存については、なお従前の例による。
(旅館業法施行条例の一部改正に伴う経過措置)
- この条例の施行の際現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて旅館・ホテル営業若しくは簡易宿所営業を営んでいる者又は旅館・ホテル営業若しくは簡易宿所営業について同項の許可の申請をしている者がこの条例の施行の際現にその営業の用に供し、又は供することとしている施設については、増築し、改築し、又は大規模な修繕若しくは模様替えをするまでの間は、第2条の規定による改正後の旅館業法施行条例第5条の2第4項の規定の適用については、同項第7号中「点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、かつ、その」とあるのは、「その」とし、同項第3号、第4号、第6号及び第8号から第11号までの規定は、適用しない。

○愛媛県条例第16号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(措置の基準)</p> <p>第2条 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条の規定による改正前の法第50条第2項の公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準は、危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛</p>	<p>(措置の基準)</p> <p>第2条 _____法第50条第2項の公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準は、危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛</p>

生管理の方式をいう。以下同じ。)を用いて衛生管理を行う場合にあっては別表第1の、危害分析・重要管理点方式を用いず衛生管理を行う場合にあっては別表第2のとおりとする。

生管理の方式をいう。以下同じ。)を用いて衛生管理を行う場合にあっては別表第1の、危害分析・重要管理点方式を用いず衛生管理を行う場合にあっては別表第2のとおりとする。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

○愛媛県条例第17号

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年愛媛県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 省略 (5) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第25条の2に規定する特定動物をいう。 (6) 省略 (動物愛護管理員) 第20条 法第37条の3第1項の規定に基づき、 <u>動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。</u> (市町が処理する事務) 第22条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、保健所を設置する市が処理することとする。 (1) <u>法第25条第1項の規定に基づく指導及び助言に関する事務</u> (2) <u>法第25条第2項の規定に基づく勧告に関する事務</u> (3) <u>法第25条第3項の規定に基づく命令に関する事務</u> (4) <u>法第25条第4項の規定に基づく命令及び勧告に関する事務</u> (5) <u>法第25条第5項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関する事務</u> 2 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法第35条第1項及び第2項(これらの規定を同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく犬又は猫の引取り及び当該犬又は猫の知事への引渡しに関する事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、市町(松山市を除く。)が処理することとする。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 省略 (5) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第26条第1項に規定する特定動物をいう。 (6) 省略 (動物愛護管理員) 第20条 法第34条第1項の規定に基づき、 <u>法第24条第1項(法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。)</u> 又は <u>法第33条第1項の規定による立入検査、前条第1項の規定による立入調査等その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。</u> (市町が処理する事務) 第22条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、保健所を設置する市が処理することとする。 (1) <u>法第25条第1項の規定に基づく勧告に関する事務</u> (2) <u>法第25条第2項の規定に基づく命令に関する事務</u> (3) <u>法第25条第3項の規定に基づく命令及び勧告に関する事務</u> 2 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法第35条第1項及び第2項(<u>同条第1項本文及び第2項の規定</u> を同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく犬又は猫の引取り及び当該犬又は猫の知事への引渡しに関する事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、市町(松山市を除く。)が処理することとする。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

○愛媛県条例第18号

愛媛県手数料条例及び愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例及び愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

(愛媛県手数料条例の一部改正)

第1条 愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第2条 第4条、第7条関係)			別表(第2条 第4条、第7条関係)		
1 省略			1 省略		
2 保健福祉関係事務手数料			2 保健福祉関係事務手数料		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～44 省略			1～44 省略		
45 <u>覚醒剤取締法</u> (昭和26年法律第252号) 第3条第1項の規定に基づく <u>覚醒剤施用機関</u> の指定の申請に対する審査	<u>覚醒剤施用機関指定申請手数料</u>	省略	45 <u>覚せい剤取締法</u> (昭和26年法律第252号) 第3条第1項の規定に基づく <u>覚せい剤施用機関</u> の指定の申請に対する審査	<u>覚せい剤施用機関指定申請手数料</u>	省略
46 <u>覚醒剤取締法</u> 第3条第1項の規定に基づく <u>覚醒剤研究者</u> の指定の申請に対する審査	<u>覚醒剤研究者指定申請手数料</u>	省略	46 <u>覚せい剤取締法</u> 第3条第1項の規定に基づく <u>覚せい剤研究者</u> の指定の申請に対する審査	<u>覚せい剤研究者指定申請手数料</u>	省略
47 <u>覚醒剤取締法</u> 第30条の2の規定に基づく <u>覚醒剤原料取扱者</u> の指定の申請に対する審査	<u>覚醒剤原料取扱者指定申請手数料</u>	省略	47 <u>覚せい剤取締法</u> 第30条の2の規定に基づく <u>覚せい剤原料取扱者</u> の指定の申請に対する審査	<u>覚せい剤原料取扱者指定申請手数料</u>	省略
48 <u>覚醒剤取締法</u> 第30条の2の規定に基づく <u>覚醒剤原料研究者</u> の指定の申請に対する審査	<u>覚醒剤原料研究者指定申請手数料</u>	省略	48 <u>覚せい剤取締法</u> 第30条の2の規定に基づく <u>覚せい剤原料研究者</u> の指定の申請に対する審査	<u>覚せい剤原料研究者指定申請手数料</u>	省略
49 <u>覚醒剤取締法</u> 第11条第1項(同法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく <u>覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者</u> の指定証の再交付	<u>覚醒剤施用機関等の指定証再交付手数料</u>	省略	49 <u>覚せい剤取締法</u> 第11条第1項(同法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく <u>覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者</u> の指定証の再交付	<u>覚せい剤施用機関等の指定証再交付手数料</u>	省略
50 <u>覚醒剤取締法</u> 第4条第1項(同法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく <u>覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者</u> の指定の申請に係る経由	<u>覚醒剤製造業者等の指定の申請に係る経由手数料</u>	省略	50 <u>覚せい剤取締法</u> 第4条第1項(同法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく <u>覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者</u> の指定の申請に係る経由	<u>覚せい剤製造業者等の指定の申請に係る経由手数料</u>	省略
51 <u>覚醒剤取締法</u> 第11条第1項(同法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく <u>覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者</u> の指定証の再交付に係る経由	<u>覚醒剤製造業者等の指定証の再交付に係る経由手数料</u>	省略	51 <u>覚せい剤取締法</u> 第11条第1項(同法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく <u>覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者</u> の指定証の再交付に係る経由	<u>覚せい剤製造業者等の指定証の再交付に係る経由手数料</u>	省略
52～113 省略			52～113 省略		
備考 省略			備考 省略		
3～6 省略			3～6 省略		

(愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 (1) 省略 (2) <u>覚醒剤取締法</u> （昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する <u>覚醒剤</u> 及び同条第5項に規定する <u>覚醒剤原料</u> (3)~(7) 省略	(定義) 第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 (1) 省略 (2) <u>覚せい剤取締法</u> （昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する <u>覚せい剤</u> 及び同条第5項に規定する <u>覚せい剤原料</u> (3)~(7) 省略

附 則

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第4条の規定の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第19号

愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年愛媛県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (職員配置に係る特例) 4 副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第2項の規定の適用については、施行日から起算して <u>10年間</u> は、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。	附 則 (職員配置に係る特例) 4 副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第2項の規定の適用については、施行日から起算して <u>5年間</u> は、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第20号

愛媛県企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例

愛媛県企業立地資金貸付基金条例（昭和59年愛媛県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(処分) 第6条 基金は、第1条の目的を達成するための次に掲げる事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる_____ (1) <u>工場、事業場その他の施設の整備を図るための事業</u> (2) <u>事業活動の継続に資するための事業</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、事業活動の支援のために知事が特に必要があると認める事業</u>	(処分) 第6条 基金は、 <u>特に必要があると認められる場合は、これ</u> _____ _____を処分することができるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第21号

愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前																																																		
別表1 （第7条、第15条の5、第15条の7、第15条の8、第15条の11関係） 有料公園施設の利用料金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">総合運動公園</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>屋根なしテニスコート</u></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>屋根付きテニスコート</u></td> <td>1面1日につき</td> <td>12,220円</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				都市公園名	種類	単位	金額	省略				総合運動公園	省略			<u>屋根なしテニスコート</u>	省略		<u>屋根付きテニスコート</u>	1面1日につき	12,220円	省略			省略				別表1 （第7条、第15条の5、第15条の7、第15条の8、第15条の11関係） 有料公園施設の利用料金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総合運動公園</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>テニスコート</u></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				都市公園名	種類	単位	金額	省略				総合運動公園	省略			<u>テニスコート</u>	省略		省略			省略			
都市公園名	種類	単位	金額																																																			
省略																																																						
総合運動公園	省略																																																					
	<u>屋根なしテニスコート</u>	省略																																																				
	<u>屋根付きテニスコート</u>	1面1日につき	12,220円																																																			
	省略																																																					
省略																																																						
都市公園名	種類	単位	金額																																																			
省略																																																						
総合運動公園	省略																																																					
	<u>テニスコート</u>	省略																																																				
	省略																																																					
省略																																																						
注 省略 別表3 （第15条の4関係） 管理公園の開園時間及び休園日 <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>種類</th> <th>開園時間</th> <th>休園日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">総合運動公園</td> <td>省略</td> <td rowspan="4">省略</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td><u>屋根なしテニスコート</u></td> </tr> <tr> <td><u>屋根付きテニスコート</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				都市公園名	種類	開園時間	休園日	省略				総合運動公園	省略	省略		<u>屋根なしテニスコート</u>	<u>屋根付きテニスコート</u>	省略	省略				注 省略 別表3 （第15条の4関係） 管理公園の開園時間及び休園日 <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>種類</th> <th>開園時間</th> <th>休園日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総合運動公園</td> <td>省略</td> <td rowspan="3">省略</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td><u>テニスコート</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				都市公園名	種類	開園時間	休園日	省略				総合運動公園	省略	省略		<u>テニスコート</u>	省略	省略													
都市公園名	種類	開園時間	休園日																																																			
省略																																																						
総合運動公園	省略	省略																																																				
	<u>屋根なしテニスコート</u>																																																					
	<u>屋根付きテニスコート</u>																																																					
	省略																																																					
省略																																																						
都市公園名	種類	開園時間	休園日																																																			
省略																																																						
総合運動公園	省略	省略																																																				
	<u>テニスコート</u>																																																					
	省略																																																					
省略																																																						

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第22号

愛媛県営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県営住宅管理条例の一部を改正する条例

愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（入居の手続） 第8条 一般県営住宅の入居を許可された者は、許可のあつた日から10日以内に次に掲げる手続をし、入居しなければならない。	（入居の手続） 第8条 一般県営住宅の入居を許可された者は、許可のあつた日から10日以内に次に掲げる手続をし、入居しなければならない。

(1) 県内に居住して独立の生計を営み、かつ、入居の許可を受けた者と同程度以上の収入を有する者で、知事が適当と認める連帯保証人1人の連署する請書を提出すること。

(2) 省略

2～4 省略

(修繕費用の負担)

第15条 一般県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、知事がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除き

_____、県の負担とする。

2 入居者の責めに帰すべき事由によつて一般県営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、入居者は、知事の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

3 省略

(住宅の明渡請求)

第23条 省略

2 省略

3 知事は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から当該請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、当該請求の日の翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4～6 省略

(準用)

第23条の5 第12条(第1項ただし書を除く。)から第16条まで、第17条第1項から第5項まで、第18条、第21条の5及び第22条の規定は、前条第1項の社会福祉法人等による一般県営住宅の使用について準用する。この場合において、第12条並びに第13条第1項及び第3項中「家賃」とあるのは「使用料」と、第12条第1項本文中「第8条に規定する入居手続が完了した日」とあるのは「第23条の3第2項に規定する使用開始可能日」と、第12条第3項、第13条第1項及び第3項、第14条第2項、第15条第1項及び第2項、第16条、第17条第1項から第5項まで、第18条、第21条の5第2項及び第3項並びに第22条中「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第21条の5第1項中「一般県営住宅の入居者」とあるのは「一般県営住宅を第23条の2第1項の許可を受けて使用する社会福祉法人等」と読み替えるものとする。

(準用)

第23条の16 第3条、第4条第1号から第4号まで、第6条、第8条、第10条、第12条から第14条まで、第15条第1項及び第2項、第16条から第18条まで、第22条並びに第23条第1項(第7号を除く。)及び第2項から第4項までの規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第6条中「前2条」とあるのは「第23条の12」と、第8条第1項第1号中「収入」とあるのは「所得」と、同項第2号中「第13条」とあるのは「第23条の16において準用する第13条」と、第12条第1項中「第8条」とあるのは「第23条の16において準用する第8条」と、第22条第2項中「第17条第5項」とあるのは「第23条の16において準用する第17条第5項」と、第23条第1項第6号中「第17条第3項から

(1) 県内に居住して独立の生計を営み、かつ、入居の許可を受けた者と同程度以上の収入を有する者で、知事が適当と認める連帯保証人2人の連署する請書を提出すること。

(2) 省略

2～4 省略

(修繕費用の負担)

第15条 一般県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、県の負担とする。

2 入居者の責に帰すべき事由によつて前項に掲げる_____修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、知事の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

3 省略

(住宅の明渡請求)

第23条 省略

2 省略

3 知事は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から当該請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、当該請求の日の翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4～6 省略

(準用)

第23条の5 第12条(第1項ただし書を除く。)から第16条まで、第17条第1項から第5項まで、第18条、第21条の5及び第22条の規定は、前条第1項の社会福祉法人等による一般県営住宅の使用について準用する。この場合において、第12条並びに第13条第1項及び第3項中「家賃」とあるのは「使用料」と、第12条第1項本文中「第8条に規定する入居手続が完了した日」とあるのは「第23条の3第2項に規定する使用開始可能日」と、第12条第3項、第13条第1項及び第3項、第14条第2項、第15条第2項_____、第16条、第17条第1項から第5項まで、第18条、第21条の5第2項及び第3項並びに第22条中「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第21条の5第1項中「一般県営住宅の入居者」とあるのは「一般県営住宅を第23条の2第1項の許可を受けて使用する社会福祉法人等」と読み替えるものとする。

(準用)

第23条の16 第3条、第4条第1号から第4号まで、第6条、第8条、第10条、第12条から第14条まで、第15条第1項及び第2項、第16条から第18条まで、第22条並びに第23条第1項(第7号を除く。)及び第2項から第4項までの規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第6条中「前2条」とあるのは「第23条の12」と、第8条第1項第1号中「収入」とあるのは「所得」と、同項第2号中「第13条」とあるのは「第23条の16において準用する第13条」と、第12条第1項中「第8条」とあるのは「第23条の16において準用する第8条」と、第22条第2項中「第17条第5項」とあるのは「第23条の16において準用する第17条第5項」と、第23条第1項第6号中「第17条第3項から

第6項まで及び第8項」とあるのは「第23条の16において準用する第17条第3項から第6項まで及び第8項」と、同条第3項中「入居した日から当該請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、当該請求の日の翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を」とあるのは「当該請求の日の翌日から当該特定公共賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を」と、同条第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「家賃の額」と読み替えるものとする。

第6項まで及び第8項」とあるのは「第23条の16において準用する第17条第3項から第6項まで及び第8項」と、同条第3項中「入居した日から当該請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、当該請求の日の翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を」とあるのは「当該請求の日の翌日から当該特定公共賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を」と、同条第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「家賃の額」と読み替えるものとする。

附 則

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県県営住宅管理条例第23条第3項（同条例第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定は、この条例の施行の日以後に到来する支払期に係る同項に規定する利息について適用し、同日前に到来した支払期に係る改正前の愛媛県県営住宅管理条例第23条第3項（同条例第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。）に規定する利息については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第23号

愛媛県監査委員条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県監査委員条例の一部を改正する条例

愛媛県監査委員条例（昭和39年愛媛県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（請求又は要求に基づく監査の執行期日）</p> <p>第7条 法第75条第3項、<u>第98条第2項</u>、<u>第199条第6項</u>若しくは第7項、<u>第235条の2第2項又は第242条第5項</u>の規定により請求又は要求に基づいて行う監査は請求又は要求のあつた日から7日以内に、<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による監査は要求のあつた日から10日以内に始めなければならない。ただし、特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 法第252条の43第9項の規定により法第242条第1項の請求であつたものとみなされた請求に基づいて<u>同条第5項</u>の規定による監査を行う場合における第1項の規定の適用については、同項中「請求又は要求のあつた日」とあるのは、「<u>法第252条の43第9項の個別外部監査の請求があつた日から20日を経過した日</u>」とする。</p> <p>（意見<u> </u>の提出期日）</p> <p>第8条 法第150条第6項、<u>第233条第3項</u>及び<u>第241条第5項</u>並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項に規定する意見は審査に付された日から3箇月以内に、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定する意見は審査に付された日から2箇月以内に知事に提出しなければならない。</p> <p>（公表の方法）</p> <p>第11条 監査の結果又は勧告の内容の公表、監査請求の要旨の公表</p>	<p>（請求又は要求に基づく監査の執行期日）</p> <p>第7条 法第75条第3項、<u>法第98条第2項</u>、<u>法第199条第6項</u>若しくは第7項、<u>法第235条の2第2項又は法第242条第4項</u>の規定により請求又は要求に基づいて行う監査は請求又は要求のあつた日から7日以内に、<u>法第243条の2第3項</u>の規定による監査は要求のあつた日から10日以内に始めなければならない。ただし、特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 法第252条の43第9項の規定により法第242条第1項の請求であつたものとみなされた請求に基づいて<u>同条第4項</u>の規定による監査を行う場合における第1項の規定の適用については、同項中「請求又は要求のあつた日」とあるのは、「<u>法第252条の43第9項の個別外部監査の請求があつた日から20日を経過した日</u>」とする。</p> <p>（決算審査意見等の提出期日）</p> <p>第8条 法<u> </u>第233条第3項及び<u>法第241条第5項</u>並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項に規定する意見は審査に付された日から3箇月以内に、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定する意見は審査に付された日から2箇月以内に知事に提出しなければならない。</p> <p>（公表の方法）</p> <p>第11条 監査の結果又は勧告の内容の公表、監査請求の要旨の公表</p>

その他法令の規定に基づき監査委員が行う公表は、愛媛県報に掲載して行う。この場合において、法第75条第2項、第3項及び第5項並びに第252条の39第3項及び第13項の規定に基づく公表は、県庁前の掲示板への掲示その他の監査委員が定める方法によるものを併せて行う。

その他法令の規定に基づき監査委員が行う公表は、愛媛県報に掲載して行う。この場合において、法第75条第2項及び第3項並びに第252条の39第3項及び第13項の規定に基づく公表は、県庁前の掲示板への掲示その他の監査委員が定める方法によるものを併せて行う。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第24号

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県学校職員定数条例（昭和32年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details the amendment to Article 2 regarding the number of school staff, showing a change from 11,947 to 11,892 total staff.

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第25号

教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details amendments to Articles 1 and 7 of the Special Measures Act regarding education staff salaries and working hours.

の週において同項に規定する勤務時間を超えて正規の勤務時間を割り振ることができる。

2 省略

第8条 省略

(教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置)

第9条 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が勤務時間等条例第11条に規定する勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、任命権者の定めるところにより行うものとする。

の週において同項に規定する勤務時間を超えて正規の勤務時間を割り振ることができる。

2 省略

第8条 省略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第26号

愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例

愛媛県警察本部組織条例(昭和35年愛媛県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(総務室の所掌事務)</p> <p>第3条 総務室においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) <u>犯罪被害者等給付金に関すること。</u></p> <p>(10) <u>オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関すること。</u></p> <p>(11) <u>国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。</u></p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(警務部の所掌事務)</p> <p>第4条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p>	<p>(総務室の所掌事務)</p> <p>第3条 総務室においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(警務部の所掌事務)</p> <p>第4条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>犯罪被害者等給付金に関すること。</u></p> <p>(4) <u>オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関すること。</u></p> <p>(5) <u>国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p>

(12) 省略

(15) 省略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第27号

愛媛県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

愛媛県迷惑行為防止条例（昭和38年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(卑わいな行為の禁止)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 何人も、正当な理由がないのに、<u>住居、浴場、便所、更衣室その他の他人</u>が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態であるような場所において当該状態である者に対し、次に掲げる行為をしては <u>ならない。</u></p> <p>(1) <u>当該状態である者の姿態を見ること。</u></p> <p>(2) <u>当該状態である者の姿態の映像を記録する目的で写真機等を置き、又は向けること。</u></p> <p>3 省略</p> <p>(不当な客引行為等の禁止)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 何人も、第1項第1号から第3号までに掲げる行為（以下「客引き等」という。）の状況等を勘察して、この項の規定による規制を行う必要が高いと認められる地域として公安委員会規則で定める地域内の公共の場所において、客引き等を行う目的で、公衆の目に触れるような方法により客引き等の相手方となるべき者を待つてはならない。</p> <p>6 警察官は、前項の規定に違反して客引き等の相手方となるべき者を待つてると認められる者に対し、当該客引き等の相手方となるべき者を待つてことを中止することその他の当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。</p> <p>第12条 省略</p> <p>(指示)</p> <p>第13条 公安委員会は、第8条第1項第1号に掲げる行為を事業として行う者（以下「事業者」という。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該事業に関し、同項から同条第3項まで又は同条第5項の規定に違反したときは、当該事業者に対し、その再発を防止するために必要な指示をすることができる。</p> <p>(事業の停止)</p> <p>第14条 公安委員会は、事業者が前条の指示に従わなかつたとき、又は事業者若しくはその代理人、使用人その他の従業者が、その行う事業に関し、第8条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定に違反したときは、当該事業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定め、当該事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(聴聞の特例)</p>	<p>(卑わいな行為の禁止)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 何人も、正当な理由がないのに、<u>公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室その他の公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態であるような場所において当該状態である者の姿態をのぞき見し、又はその者の姿態の映像を記録する目的で写真機等を置き、若しくはその者に向けては</u>ならない。</p> <p>3 省略</p> <p>(不当な客引行為等の禁止)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>第12条 省略</p>

第15条 公安委員会は、前条の規定により事業の停止を命じようとするときは、愛媛県行政手続条例（平成7年愛媛県条例第48号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、愛媛県行政手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を愛媛県行政手続条例第15条第3項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第1項の規定による聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回つてはならない。

4 前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（罰則）

第16条 第4条第1項第4号、第2項第2号又は第3項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第17条 第4条第1項（第4号を除く。）若しくは第2項第1号若しくは第12条の規定に違反した者又は第14条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者（第14条の規定による命令に違反した者を除く。）は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第18条 省略

第19条 省略

第20条 省略

第21条 第8条第6項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第17条（第14条に係る部分に限る。）、第18条、第19条（第8条第1項に係る部分に限る。）又は前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

（罰則）

第13条 第4条又は前条の規定

に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者 は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第14条 省略

第15条 省略

第16条 省略

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第14条、第15条（第8条第1項に係る部分に限る。）又は前条 の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。
2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第28号

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県警察関係事務手数料条例（平成12年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: 改正後 and 改正前. Each column contains a table with 4 columns: 事務, 名称, 金額, and a row for '1・2 省略'.

3 古物営業法第7条第5項の規定に基づく許可証の書換え	省略	
3の2～64 省略		

備考 省略

3 古物営業法第7条第4項の規定に基づく許可証の書換え	省略	
3の2～64 省略		

備考 省略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。